

## しゅうろうしえん 《12 就労支援》

### 1. マルシェたま障がい者就労支援センター なちゅーる **身** **知** **精**

#### 対象者

市内在住の身体、知的、精神等に障がいのある方

#### 内容

この事業は、社会福祉法人・正夢の会が多摩市から受託して行っている事業です。

障がいのある方の社会的自立を目指して就労の相談窓口を開設し、相談員が就労及び就労に必要な生活の支援をしています。これから就労をしたい、就労を続けたい、就労のための準備はどのようなことがあるのか等、様々な問題を一緒に考えていきます。(仕事の斡旋はしていません。斡旋のみご希望の方はハローワーク等をご活用下さい。)

また、障がい者を雇用したい、雇用しているが困ったことがある、等の企業、事業主に個々の状況に合わせて相談を承ります。

#### 利用時間 ※初回は、お電話ください

月曜日～金曜日 9:30～18:00

第1・第3土曜日 9:30～17:00

フリースペース 月曜日～金曜日 10:00～17:45

第1・第3土曜日 10:00～16:00

#### 休所日

日曜日、祝日、土曜日(第1・3以外)、年末年始

#### 問合せ

マルシェたま障がい者就労支援センター なちゅーる

電話042-311-2324 FAX 042-311-2737

多摩市関戸4-19-5 市立健康センター4階

E-mail:tama-shurou@inagi-masayume.com

#### 受託事業者

社会福祉法人 正夢の会

ホームページ <http://www.inagi-masayume.com>



正夢の会 HP

## 2. 東京障害者職業能力開発校 **身 知 精**



東京障害者職業能力開発校

### 対象者

対象は、障害者手帳をお持ちで、ハローワークに求職登録をしている方になります。※詳細は、ホームページ・入校案内などをご覧ください。

### 内 容

障害のある方が就職を目指すための、国立都営の職業訓練（ハロートレーニング）校です。専門知識の他、コミュニケーションやビジネスマナー等の知識も身につけ、就職を目指します。訓練費用は無料です。校内見学を希望される方は、下記にご連絡ください。

対象者	科名	期間	入校期
身体・精神・発達 障がい者	①ビジネスアプリ開発科 ②ビジネス総合事務科 ③グラフィックDTP科 ④ものづくり技術科 ⑤建築CAD科 ⑥製パン科	1年	4月 ※年1回
	⑦調理・清掃サービス科 ⑧オフィスワーク科	6か月	4・7・10・ 1月 ※年4回
	⑨就業支援科	3か月	
精神・発達 障がい者	⑩職域開発科	6か月	※年4回
知的障がい者	⑪実務作業科	1年	4月 ※年1回
重度視覚 障がい者	⑫OA実務科		

### 問 合 せ

東京障害者職業能力開発校 電話042-341-1427 FAX042-341-1451  
小平市小川西町2-34-1  
ホームページ <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/school/handi/>

## 3. ハローワーク **身 知 精**

### 対象者

障がいのある方で就職を希望している方

### 内 容

就職に向けての相談や紹介、各種職業訓練の相談と申込。  
求人検索、失業給付に関する相談等。仕事に関する総合的な相談ができます。

### 問 合 せ

ハローワーク府中 専門援助部門 電話042-336-8652(直通)

## 4. 公益財団法人 こうえきざいだんほうじん 東京しごと財団 とうきょうざいだん **身** **知** **精**

障がいのある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや職場体験実習面接会、定着支援等の様々な事業を行っています。

### 内 容

#### ◆障害者雇用就業サポートデスク

就職を希望する障害のある方と障害者雇用を検討している企業の皆様の無料の相談窓口です。また、障害年金についての相談、障害者のテレワーク導入に関する専門相談を行っています（飯田橋のみ）。その他、障害者雇用に関する資料もご覧いただけます。（職業紹介はしていません。事前予約制です）  
月～金 午前9時～午後5時 電話03-5211-5462（飯田橋・多摩共通）

#### ◆就活セミナー

就職活動に役立つビジネスマナーや自己理解・企業理解等をテーマにしたセミナーです。障害のある方と就労支援機関職員にペアで参加していただき、就職活動に不慣れな方、社会経験の短い方にも分かりやすく就職活動のポイントをお伝えし、応募書類作成や面接ロールプレイング等の演習を行います。

#### ◆企業見学

障害者雇用のイメージや障がいのある方が職場で働くイメージを構築できるように、障害者雇用に先進的に取り組む企業等の企業見学会を行っています。少人数制、随時開催、障がい者が活躍している現場を、見学することが出来ます。

#### ◆職場体験実習

企業で働いた経験がない（少ない）、適性が分からない等、企業で働くことへの不安がある方は、仕事を「体験」することができます。障がいのある方を受入れたいと希望する企業等とのマッチングを図る場として、面談会を年8回、ミニ面談会を年4回行っています。

#### ◆障害者委託訓練事業（障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業）

ハローワークと連携し、障がいのある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。

- ・知識・技能習得訓練コース（パソコン基礎・応用、清掃、軽食喫茶業務等）
- ・障がい者向け日本版デュアルシステム（事務作業で必要なパソコン操作と現場実習等）
- ・実践能力取得訓練コース（事務補助、清掃等）
- ・e-ラーニングコース（都内在住で通所困難な方が対象。Web 製作実践講座等）
- ・在職者訓練コース（雇用継続に必要なパソコンスキルアップ等）

※受講料・・・無料（交通費、食事代等は訓練生負担）

※訓練実施場所については、それぞれのコースによって異なります。

各事業の詳細や、最新情報につきましては、ホームページをご覧ください。

## 問合せ・窓口

公益財団法人東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課 電話03-5211-2681  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター8階  
ホームページ:<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>



東京しごと財団 HP

## 5. 東京障害者職業センター **身** **知** **精**

### 対象者

一般就労や職場定着を目指す障がいのある方全般と事業主および関係機関

### 内容

ハローワーク等と連携をとりながら、職業相談・職業評価・職業準備支援、ジョブコーチによる支援、職場復帰支援(リワーク支援)、事業主に対する支援等を行います。

### 問合せ

東京障害者職業センター 多摩支所 電話042-529-3341  
FAX042-529-3356



東京障害者職業センターHP

## 6. 日本視覚障害者職能開発センター **身**

### 対象者

視覚障がい者で就労を目指す方

### 内容

「東京ワークショップ」は、視覚障がい者の就職のための訓練(パソコンを用いた文書処理やデータ処理等)を行う就労移行支援(定員30名)と、就労継続支援 B 型(定員24名、テープ起こし作業等)、就労定着支援(職場定着の支援)及び自立訓練(生活訓練)(定員6名)の福祉サービスの提供を行っています。また、視覚障がい者の就職のための訓練を行う「OA 実務科」があります。

### 問合せ

日本視覚障害者職能開発センター 電話03-3341-0900



日本視覚障害者  
職能力開発センターHP

## 《13 難病患者への支援》

### 1. 保健所の難病事業



#### ◆ 在宅難病患者療養相談

在宅療養中の方が、安心して療養生活を送れるように、保健所の保健師等が家庭訪問や電話、所内での面談等により家庭での療養上のご相談に応じています。  
患者さんや家族及び関係者を支援するための講演会等を開催しています。

#### ◆ 医療機器貸与

在宅療養生活を営む難病患者さんに、医療機器（吸引器等）の貸与を状況に応じて行っています。ただし、障害者総合支援法等他の行政サービスの利用が優先となります。

#### ◆ 難病患者一時入院

在宅で療養する難病患者さんの介護者又は家族等の疾病・事故等で一時的に介護ができなくなった場合、1回につき最大1ヶ月間（年度内90日が上限）入院できるよう都内の病院にベッドを確保しています。

#### ◆ 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業

在宅で、人工呼吸器を使用しながら療養している難病患者さんが、1日複数回の訪問看護が受けられるよう、訪問看護ステーション等に委託して行います。

#### ◆ 難病患者在宅レスパイト事業

在宅で、人工呼吸器を使用している難病患者さんの在宅生活を支えているご家族等がご自身の病気治療や休息等の理由によって一時的に在宅で介護ができなくなった場合で、病状等の理由により移送が困難等で一時入院が難しい時に、看護人を派遣しています。

### 問 合 せ

東京都南多摩保健所 保健対策課 電話042-371-7661



南多摩保健所 HP

## 2. 保健所以外で実施する難病事業

難

### (1) 東京都難病相談・支援センター事業

地域で生活する難病患者の日常生活の相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援等を行う拠点として、次のような事業を実施しています。

相談室・センター	事業内容
① 東京都難病相談・支援センター（相談時間10:00～17:30） 所在地 文京区本郷1-1-19（元町ウェルネスパーク西館1階） 電話 03-5802-1892	ア 療養相談（電話・面談）（※） イ 就労相談（電話・面談）（※） ウ 難病に関する資料の提供 エ 日常生活用具展示コーナー
② 東京都多摩難病相談・支援室（相談時間10:00～16:00） 所在地 府中市武蔵台2-6-1（都立神経病院2階） 電話 042-323-5880	ア 療養相談（電話・面談）（※） イ 就労相談（電話・面談）（※） ウ 難病に関する資料の提供
③ 東京都難病ピア相談室（相談時間10:00～16:00） 所在地 渋谷区広尾5-7-1（東京都広尾庁舎1階） 電話 03-3446-0220（相談専用） 03-3446-1144（予約・問合せ）	ウ 難病に関する資料の提供 エ 日常生活用具展示コーナー オ 疾病別ピア相談（※） カ 難病患者・家族の交流会

（※）面接相談をご希望の場合は、事前にお電話で予約をお願いします。

#### 主な業務内容

- ア 療養相談（電話・面談） 日常生活・療養生活における相談について、難病相談支援員が対応します。  
また、その他公的手続等に関する情報提供を行います。
- イ 就労相談（電話・面談） 難病患者就労コーディネーターが、就労に関する悩みや疑問についてご相談をお受けします。また、必要に応じてハローワークへの訪問に同行し、職業紹介が円滑に進むよう支援を行います。
- ウ 難病に関する資料の提供 難病に関する書籍や資料及び行政情報等を閲覧できます。
- エ 日常生活用具展示コーナー 用具について説明を受けることができます。
- オ 疾病別ピア相談 日常生活・療養生活における相談について、ピア相談員（難病患者・家族）が対応します。
- カ 難病患者・家族の交流会 患者さん・ご家族同士の交流と情報交換を目的とした交流会を行います。

## (2) 難病医療相談会・難病医療講演会

都内にお住まいの難病患者の方、難病の疑いのある方、ご家族で相談を希望される方はお気軽にご予約ください。

難病医療相談会は東京都難病相談・支援センター、東京都多摩難病相談・支援室で、難病医療講演会は東京都難病相談・支援センターで実施しています。

### (1) 東京都難病相談・支援センター実施分(疾患群別)

所在地 文京区本郷1-1-19(元町ウェルネスパーク西館1階)

電話 03-5802-1892

日時、場所はHPからご確認ください。

東京都保健医療局ホームページ



難病医療相談会



難病医療講演会

#### ◆難病医療相談会

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/center/soudankai>

#### ◆難病医療講演会

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/center/kouenkai>

### (2) 東京都多摩難病相談・支援室実施分(疾患群別)

所在地 府中市武蔵台2-6-1(都立神経病院2階)

電話 042-323-5880

日時、場所はHPからご確認ください。

東京都保健医療局ホームページ



難病医療相談会

#### ◆難病医療相談会

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/center/tama>

## 《14 視覚障がい者等への支援》

### 1. 点字図書(新聞・雑誌)等購入費の助成 身

#### 対象者

市内在住で視覚障がい1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方

#### 内容

点字や録音の新聞・雑誌等の購入費(限度額 年額90,000円)について、購入額の8割に相当する額を助成します。

#### 申請方法

事前に登録が必要です。

①～③ をご持参のうえ障害福祉課へ

① 身体障害者手帳 ② 印かん ③ 本人の銀行口座がわかるもの

問合せ 障害福祉課 障害福祉係 電話042-338-6903(直通) FAX042-371-1200

### 2. 点訳資料・音訳資料の貸出 身 児

#### 対象者

視覚障がい等の方

#### 内容

点訳資料や音訳資料を中央図書館や下記の各図書館で郵送で貸出します。無料です。

#### 問合せ

多摩市立中央図書館 電話042-373-7955

日本点字図書館 電話03-3209-2442

日本視覚障害者団体連合点字図書館 電話03-3200-6160

### 3. 布の絵本、点字付き絵本の貸出 身 児

#### 対象者

視覚障がい等の方

#### 内容

子どもからおとなまでみんなで楽しめる布の絵本、点字付き絵本を市内各図書館で貸出します。無料です。

#### 問合せ

多摩市立中央図書館 電話042-373-7955 FAX042-375-9459

#### 4. マルチメディアデージーの貸出 身 児

##### 対象者

視覚障がい等の方

##### 内容

マルチメディアデージーは音声だけでなく文字や挿し絵も表示される電子図書です。読み上げる所がハイライトされるため、視覚に障害がある方だけでなく、知的障がいや発達障がい等文字情報の認識が困難な方も楽しめるものです。中央図書館・日本点字図書館で貸出します。無料です。

##### 問合せ

多摩市立中央図書館 電話042-373-7955 FAX042-375-9459

日本点字図書館 電話03-3209-2442 FAX03-3209-2431

#### 5. プライベートサービス(希望に応じた点字・録音図書の製作・テキスト化) 身

##### 対象者

都内在住・在勤・在学の視覚障がい等の方

##### 内容

全国の点字図書館で製作していない図書を、ご要望に応じて点訳・朗読・テキスト化するサービスです。原本資料はご自身でご用意ください。製本に必要な点字用紙、CD代は自己負担です。

問合せ 日本点字図書館 電話03-3209-0241



日本点字図書館 HP

#### 6. 声のやまばと通信 身

##### 対象者

視覚障がい等の方

##### 内容

図書館報「やまばと通信」と新作音訳資料・本の新着案内・図書館からのお知らせを収録した「声のやまばと通信」カセットテープ、デージー(CD)を年6回発行し、無料でお届けします。

問合せ 多摩市立中央図書館 電話042-373-7955 FAX042-375-9459



多摩市中央図書館 HP

## 7. 対面朗読サービス

たいめんろうどくサービス



### 対象者

視覚障がい等の方

### 内容

市内図書館の対面朗読室等で、ご希望の図書、雑誌等(図書館で用意できる資料)を音訳奉仕者が対面で音訳します。無料です。

**問合せ** 多摩市立中央図書館 電話042-373-7955 FAX042-375-9459

## 8. 対面リーディングサービス

たいめんリーディングサービス



### 対象者

視覚障がい等の方

### 内容

ご本人がお持ちになる資料を対面でお読みするサービスです。休館日を除く3日前までに予約が必要です。1コマ最大2時間。

**問合せ** 日本点字図書館 電話03-3209-0241

## 9. 情報機器の利用

じょうほうききりよう



### 対象者

視覚障がい等の方

### 内容

拡大読書器、点訳ソフト等を装備したパソコン、点字プリンター、デイジー(CD)再生機、リーディングトラッカー等の利用ができます(パソコンと点字プリンターの利用、デイジー(CD)再生機の利用、貸出は要予約)。無料ですが、点字用紙・記録媒体はご持参ください。

### 問合せ

多摩市立中央図書館 電話042-373-7955 FAX042-375-9459

## 10. 視覚障がい者用図書レファレンスサービス 身 児

### 対象者

視覚障がい等の方

### 内容

- ① 視覚障がい者用図書に関する情報提供 ② 視覚障がい関係の施設・団体の紹介
- ① ②とも、サービスのご利用は無料です。

### 問合せ

多摩市立中央図書館 電話042-373-7955 FAX042-375-9459

日本点字図書館 電話03-3209-2442 FAX03-3209-2431

E-mail:reference@nittento.or.jp

※送信・受信ともファイルの添付はできません。

## 11. 国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービス 身

### 対象者

視覚障がい等の方

### 内容

国立国会図書館および公共図書館が製作したデイジー図書や点字図書を、お持ちのパソコン等からダウンロードやストリーミングで利用できます。

国立国会図書館またはサピエ図書館へ登録が必要です。

### 問合せ

多摩市立中央図書館 電話042-373-7955 FAX042-375-9459

国立国会図書館 電話0774-98-1458 FAX0774-94-9117

E-mail:syo-tky@ndl.go.jp

サピエ図書館事務局 電話06-6441-1078 FAX06-6441-1066

ホームページ:<https://www.sapie.or.jp>



サピエ図書館



国会図書館 HP

## 12. 中途視覚障がい者のための点字教室 身

### 対象者

来館可能で障害者手帳未取得の視覚障がい者  
※障害者手帳をお持ちの方は自立訓練をご案内しています。

### 内容

一人一人のニーズに合わせ、初歩から点字学習を支援します。火曜日 予約制で1コマ60分(無料)

問合せ 日本点字図書館 電話03-3209-0241

## 13. 点字録音刊行物作成配布事業 身

### 対象者

都内在住で、原則として18歳以上の視覚障がい者で身体障害者手帳をお持ちの方

### 内容

社会生活を営む上で必要な情報知識を原則として都政刊行物の中から選定し、点字本又はカセットテープ又は DAISY(デイジー)で毎月1点配布します。(無料)

問合せ 公益社団法人東京都盲人福祉協会 電話03-3208-9001 FAX03-3208-9005  
E-mail:info@tomoukyo.or.jp

## 14. 声のたま広報 身

### 対象者

文字で情報を取得することが困難な方

### 内容

たま広報の内容を CD に収録した「声のたま広報」を、月2回広報の発行にあわせて郵送します。

※CD の再生には DAISY(デイジー)再生機が必要です。一部のパソコンでも再生可能です。

問合せ 秘書広報課 広報担当 電話042-338-6812(直通)



多摩市公式 HP

## 15. 声の多摩市の便利な本 身

### 対象者

文字で情報を取得することが困難な方

### 内容

「多摩市の便利な本」の内容を CD に収録した「声の多摩市の便利な本」を、郵送します。

※CD の再生には DAISY(デイジー)再生機が必要です。一部のパソコンでも再生可能です。

問合せ 秘書広報課 広報担当 電話042-338-6812(直通)

## 16. 声のたま市議会だより **身**

### 対象者

文字で情報を取得することが困難な方

### 内容

たま市議会だよりの内容を CD に収録した「声のたま市議会だより」を、たま市議会だよりの発行にあわせて郵送します。※CD の再生には DAISY(デイジー)再生機が必要です。一部のパソコンでも再生可能です。

**問合せ** 議会事務局議事係 電話042-338-6890(直通)

## 17. 広報東京都(点字版・テープ版・デイジー版) **身**

### 対象者

都内在住の視覚障がいの方

### 内容

都の政策やお知らせ等の都政情報を提供するため、毎月1回発行し、無料で郵送します。また、都公式ウェブサイト「WEB 広報東京都」でも音声を聞くことができます。

**問合せ** 東京都政策企画局戦略広報部戦略広報課 電話03-5388-3093 FAX03-5388-1329

WEB 広報東京都 <https://www.koho.metro.tokyo.lg.jp/>



WEB 広報東京都

## 18. 都議会だより(点字版・テープ版・デイジー版) **身**

### 対象者

都内在住の視覚障がい者の方

### 内容

都議会の活動内容をお知らせするため、年4回発行し、無料で郵送します。

また、都議会ホームページの「都議会だより」のページでも音声を聞くことができます。

**問合せ** 東京都議会議会局管理部広報課 電話03-5320-7126 FAX03-5388-1779

ホームページ <https://www.gikai.metro.tokyo.lg.jp/>



都議会 HP

## 19. 点字広報・録音広報 **身**

### 対象者

視覚障がい者で身体障害者手帳をお持ちの方

### 内容

国の行政、その他公的な情報(「点字厚生」「声の広報厚生」等)を希望される方に無料で配布します。詳しくはホームページをご覧ください。ホームページ: <http://nichimou.org/>

**問合せ** 日本視覚障害者団体連合 電話03-3200-0011



日本視覚障害者団体連合

## 20. <sup>てんじ</sup>点字による<sup>そくじじょうほうねっとわーくじぎょう</sup>即時情報ネットワーク事業 **身**

### 対象者

都内在住の視覚障がい者

### 内容

- ① 月曜～金曜（原則 土日祝を除く）の新聞記事、福祉情報等の抜粋を点字紙（誌）にして、視覚障がい者に郵便配布しています。
- ② 電話ナビゲーションサービス  
①の情報を音声に変換したものを電話により自動で提供しています。  
電話ナビゲーションサービス専用：電話0570-021802
- ③ ①の情報をEメールでも配信しています。（無料）

### 問合せ

公益社団法人 東京都盲人福祉協会 電話03-3208-9001 FAX03-3208-9005  
E-mail:info@tomoukyo.or.jp

## 21. <sup>しかくしょうがいしゃおんがくきょうしつ</sup>視覚障害者音楽教室 **身**

### 対象者

都内在住の視覚障がい者（原則：身体障害者手帳所有者）

### 内容

合唱や合奏の練習をとおして情操を育み日常生活を豊かにする機会を提供しています。（無料）  
毎月1回（5月～3月（年11回）、定員各回50名 原則第3金曜日 午後1:00～3:30）  
会場「東京都障害者福社会館」※会場は変更の場合もありますのでお問い合わせください。

### 問合せ

公益社団法人 東京都盲人福祉協会 電話03-3208-9001 FAX03-3208-9005  
E-mail:info@tomoukyo.or.jp

## 22. <sup>しかくしょうがいしゃにちじょうせいかつじょうほうてんやくとうさーびす</sup>視覚障害者日常生活情報点訳等サービス **身**

### 対象者

都内在住・在勤で、身体障害者手帳を所持する視覚障がい者

### 内容

日常生活上必要とする情報（図書館または点字図書館で取り扱わない郵便物やパンフレット等）の点訳・墨訳、対面朗読（ファックスによる電話朗読も含む）を行います。  
詳しくはお問合せください。要予約。

### 費用

無料。ただし、作業後のデータ保存をされる場合は、保存用媒体（USBやCD外）をご持参ください。

## 問 合 せ

東京都障害者福祉会館 電話03-3455-6321 FAX03-3453-6550  
〒108-0014 港区芝5-18-2

## 23. 中途失明者緊急生活訓練事業

### 対 象 者

都内在住の原則として18歳以上の視覚障がい者で身体障害者手帳をお持ちの方

### 内 容

指導員が家庭等を訪問して、点字および歩行やスマートフォンの訓練、日常生活訓練を行います。

## 問 合 せ

公益社団法人 東京都盲人福祉協会  
電話03-3208-9001 FAX03-3208-9005  
E-mail:info@tomoukyo.or.jp

## 24. 視覚障がい者スマホ・パソコン教室

### 対 象 者

都内在住の原則として18歳以上の視覚障がい者で身体障害者手帳をお持ちの方

### 内 容

マンツーマンでスマートフォン・パソコンの基礎を学習します。(無料、ただし教材費等は受講者負担)

## 問 合 せ

公益社団法人 東京都盲人福祉協会  
電話03-3208-9001 FAX03-3208-9005  
※(月・水・金、10時～16時)予約制

## 25. 家庭生活訓練事業

### 対 象 者

都内に居住し、家庭内における日常生活活動に著しい制限を受けている在宅の視覚障がい者

### 内 容

調理・生花・手芸・裁縫・リズム体操等の講習により日常生活上の訓練を受けられます。  
受講料は無料です(ただし、テキスト代と教材費等は受講者負担)。

## 問 合 せ

公益社団法人 東京都盲人福祉協会  
電話03-3208-9001 FAX03-3208-9005  
E-mail:info@tomoukyo.or.jp

## 26. 盲青年等社会生活教室開催事業



### 対象者

青年及び高齢者層に属する都内在住の視覚障がい者（身体障害者手帳をお持ちの方）

### 内容

一般教養・健康管理等社会生活に必要な知識の習得や体験交流ができます。

参加費は無料です（ただし、教材費等は受講者負担）。

### 問合せ

公益社団法人 東京都盲人福祉協会

電話03-3208-9001 FAX03-3208-9005

E-mail:info@tomoukyo.or.jp

# ≪15 盲ろう者への支援≫

## 1. 盲ろう者通訳・介助者派遣 **身**

### 対象者

都内在住で視覚と聴覚の両方の障害が身体障害者手帳に記載されている方

### 内容

盲ろう児・者のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため盲ろう児・者に対して無料で通訳・介助者を派遣します。

(外出に必要な交通費は、通訳・介助者分も含めて利用者負担)

### 問合せ

東京都盲ろう者支援センター 電話03-6228-1282 FAX03-6228-1283

E-mail:tokyo-db@tokyo-db.or.jp

ホームページ:http://www.tokyo-db.or.jp



東京都盲ろう者支援センターHP

## 2. 東京都盲ろう者支援センター **身**

### 対象者

盲ろう者(視覚障がいと聴覚障がいを重複して持つ身体障がい者(児))

### 内容

盲ろう児・者が自立した生活を送るために必要なリハビリテーション訓練を提供するとともに、閉じこもりがちな盲ろう児・者の社会参加を促進するために、交流会や各種サークルを開催。また盲ろう児・者の家族や支援者、関係機関からの相談も常時受け付ける。

### 受付

月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)

午前9時半～午後12時 午後1時～午後5時

### 問合せ

新宿区岩戸町4番地 87ビルディング岩戸町2階

電話03-6228-1282 FAX03-6228-1283

E-mail:tokyo-db@tokyo-db.or.jp

ホームページ:http://www.tokyo-db.or.jp



東京都盲ろう者支援センターHP

## 《16 聴覚障がい者・音声言語機能障がい者への支援》

### 1. 意思疎通支援(手話通訳者・要約筆記者派遣)事業 身

#### 対象者

- ① 多摩市在住の身体障害者手帳を所持する聴覚障がい者及び言語障がい者
- ② 市内に事務所を有する聴覚障がい者団体

#### 内容

月20時間を限度に、日常生活の中で手話通訳又は要約筆記を必要とする時に、通訳者が派遣されます。ただし、営利活動・政治活動・宗教活動等、内容によっては派遣されない場合があります。派遣に要する費用は無料ですが、通訳者の施設への入場料や交通費、要約筆記時のペンや用紙は自己負担となります。

#### 申請方法

事前に登録申請が必要です。身体障害者手帳をご持参のうえ障害福祉課へ

#### 利用方法

申請登録後、利用希望日の7日前までに多摩市社会福祉協議会へ FAX で申込んでください。  
(専用の派遣申込書で申込みが必要です)

#### 利用申込先

多摩市社会福祉協議会(窓口では、手話・要約筆記または筆談対応可)  
FAX042-373-5792(専用) 電話042-373-5793(直通)

問合せ 障害福祉課 障害福祉係 FAX042-371-1200 電話042-338-6903

### ・意思疎通支援(失語症会話パートナー派遣)事業 身 精

#### 対象者

次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体

- ① 多摩市内に活動の拠点を置く団体
- ② 身体障害者手帳を交付された市内に居住する失語症者が参加する団体
- ③ 失語症者の自立生活及び社会参加を促す活動をする団体

#### 内容

失語症者と他者との意思疎通を支援する者(会話パートナー)を派遣し、失語症者の会話の支援を行います。

申請方法 事前に登録申請が必要です(利用方法等は、登録団体へご案内いたします)。

問合せ 障害福祉課 障害福祉係 電話042-338-6903 FAX042-371-1200

## 2. 聴覚障がい者用たつのこゼッケン等の給付



### 対象者

聴覚、音声、言語機能についての身体障害者手帳をお持ちの方

### 内容

災害等緊急時に身につける「たつのこゼッケン」や聴覚障がいを知ってもらうための「たつのこシール」等を給付します。

※ たつのこ(たつのおとしご)は聴覚障がいのシンボルマークです。災害等緊急時に、たつのこゼッケンを身につけている人がいたら、放送等が聞こえないので、筆談等でお知らせください。

### 申請方法

身体障害者手帳をご持参のうえ障害福祉課へ

問合せ 障害福祉課 障害福祉係 電話042-338-6903(直通) FAX042-371-1200

## 3. 聴覚・音声・言語障がい者の電話ファクシミリ使用料助成



### 対象者

身体障害者手帳を所持している6歳以上の在宅の方で、聴覚又は音声・言語障がいの程度が1～3級の方。本人及び配偶者(満20歳未満の方は扶養義務者)の所得制限があります。

### 内容

NTTのアナログ回線の電話(ファクシミリ)使用料の一部を助成します。

回線使用料	月	1,600円までの額
配線使用料	月	60円までの額
機器使用料	月	180円までの額
消費税		上記使用料に対する相当額

### 申請方法

身体障害者手帳をご持参のうえ障害福祉課へ

問合せ 障害福祉課 障害福祉係 FAX042-371-1200 電話042-338-6903(直通)

## 4. <sup>どくわ こうしゅうかい</sup>読話講習会 **身**

### 対象者

都内在住の中途失聴・難聴者

(ただし、ろう学校在学中の方および卒業生の方は除く)

(詳細は東京手話通訳等派遣センターのホームページをご確認ください)

### 内容

口唇の読み取り等、コミュニケーション手段としての読話技術の習得を図ります。

受講料無料(ただし、教材費は自己負担)

### 問合せ

東京手話通訳等派遣センター 養成・研修課

電話03-3352-3359 FAX03-3354-6868

## 5. <sup>ちゅうとしっちょうしゃ なんちょうしゃしゅわこうしゅうかい</sup>中途失聴者・難聴者手話講習会 **身**

### 対象者

都内在住・在勤の中途失聴者・難聴者

### 内容

簡単な意思交流が可能な程度の手話技術について講習を受けられます。

受講料無料(ただし、テキスト代は自己負担)

### 問合せ

東京都 福祉局 障害者施策推進部 企画課 意思疎通支援担当

電話03-5320-4147 FAX03-5388-1413

## 6. <sup>こみゅにけーしょんききかだ</sup>コミュニケーション機器の貸し出し **身**

### 対象者

東京都内在住で身体障害者手帳をお持ちの聴覚障がい者の方及びその保護者、又は都内の聴覚障がい者団体等

### 内容

無料で OHP、OHC、ヒアリンググループ、ビデオプロジェクターを貸し出します。ただし、運搬費用等は自己負担です。

### 問合せ

東京手話通訳等派遣センター 養成・研修課

電話03-3352-3359 FAX03-3354-6868

## 7. ふあくしみり りくえすとさーびす ファクシミリによるリクエストサービス



多摩市立図書館 HP

### 対象者

聴覚障がいの方

### 内容

無料で図書・雑誌のリクエスト、調べ物の申し込みをファクシミリで受け付けます。

### 問合せ

多摩市立中央図書館 電話042-373-7955 FAX042-375-9459

## 8. ちょうかくしょう しゃとうたいしょう ぶんかきょうようこうぎ 聴覚障がい者等対象 文化教養講座



聴覚障がい者を対象に、講演会、講習会、サロン事業等の文化活動の場を提供しています。

### 対象者

都内在住・在勤・在学の聴覚障がい者（身体障害者手帳の有無問わず）

一部のプログラムは聞こえる方も参加できます。

### 参加費

原則無料（内容によって材料費、道具代等が必要）

### 内容

絵画、英語、ヨガ、日本語字幕付映画上映、教養講座等

内容は年度により異なります。詳細はお問合せください。

ホームページでもご覧いただけます。

### 問合せ

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター 地域支援部門

電話03-6833-5004 FAX03-6833-5005

メールアドレス soudan@jyoubun-center.or.jp

Web サイト: <https://www.jyoubun-center.or.jp>

目黒区五本木1-8-3



聴力障害者情報  
文化センターHP

## 9. 聴覚障がい者向け映像ライブラリー事業

### 対象者

都内に在住・在勤・在学の方で、

- ① 聴覚障がい者・児（常時、補聴器又は人工内耳を装着している方であれば、手帳の有無は問いません。）
- ② 聴覚障がい者関係団体、施設 および ろう学校、難聴学級等
- ③ 聴覚障がい福祉や手話に関心のある聞こえる方（一部貸出し制限あり）

### 内容

#### (1) 字幕・手話付きのビデオテープ・DVD の貸出し

映画やテレビ番組等に、聞こえないことに配慮した字幕や手話を付けたビデオテープ、DVD を無料で貸出ししています。（郵送による貸出しも可。ただし、送料は自己負担）

貸出し期間は 2 週間、貸し出し数は 6 本まで。一部のビデオは上映会にも使用できます。

#### (2) 16mm 字幕付き映画フィルムの貸出し

聴覚障がい者を対象とした上映会を主催する団体、聴覚障がい者関係施設 および公的機関等に無料で貸し出しています。（送料のみ主催者負担）

なお、取扱責任者は、16mm フィルム映写機の資格取得者であることが必要です。

### 問合せ

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

電話03-6833-5004 FAX03-6833-5005 E-mail:video@jyoubun-center.or.jp

## 10. 聴覚障がい関係図書等の貸出し・閲覧 身

### 対象者

都内に在住・在勤・在学で聴覚障がいに関心をもつ方や手話学習者等、どなたもご利用可能

### 内容

聴覚障がいや手話に関する図書や資料を収集し、どなたでもご利用いただけるように、ライブラリーに設置しています。一部の資料を除き、一人 3 冊まで。貸出し期間は 2 週間まで。来所による貸し出しのみ。利用は、火曜日から土曜日。10 時から 17 時まで（金曜日は 19 時まで）。その他、ライブラリーでは、ビデオの視聴やパソコンのご利用ができます。

### 問合せ

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

電話03-6833-5004 FAX03-6833-5005 E-mail:video@jyoubun-center.or.jp

## 11. 聴覚障がい者のための相談



聴力障害者情報  
文化センターHP

### 対象者

聴覚障がい者やそのご家族、およびその関係者

### 内容

生活や職業に関すること、聞こえや補聴器等の相談に応じるとともに、聴覚障がいや福祉機器、手話学習に関する情報提供を、来所・FAX・Eメール・電話・オンラインで行っています。(来所・オンライン相談の場合は要予約) 秘密は厳守されます。費用無料。

### 受付

開館日：火曜～土曜 10時～17時(金曜日は19時まで)

休館日：日曜・月曜、祝日、年末年始

### 問合せ

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

電話03-6833-5004 FAX03-6833-5005 (FAXとE-mail は24時間受付)

E-mail: soudan@jyoubun-center.or.jp

ホームページ: <https://www.jyoubun-center.or.jp>

## 12. 喉頭摘出者発声訓練

こうとうてきしゅつしゃはっせいくんれん

### 対象者

都内在住の喉頭摘出者

### 内容

疾病等で喉頭を摘出し、音声機能を喪失した方に発声訓練等を行っています(参加費無料)。

- ・食道発声
- ・電気式人工喉頭による発声
- ・シャント発声
- ・術後生活のサポート・社会復帰のサポート

### 会場

東京都障がい者福社会館(火・木・土 年間100回以上実施)

### 問合せ

公益社団法人銀鈴会(港区新橋5-7-13ビュロー新橋901)

電話03-3436-1820 FAX03-3436-3497

E-mail: office@ginreikai.or.jp office@ginreikai.net

ホームページ: <https://www.ginreikai.net>



銀鈴会 HP

きつおんしゃこうしゅうかい  
13. 吃音者講習会



対象者

都内在住・在勤・在学の15歳以上の吃音者

内容

吃音者に対し、吃音の理解と啓発、言語の発声練習等を実施しています。

(ただしテキスト代等は受講者負担)

問合せ

一般社団法人東京言友会

電話 03-3942-9436

E-mail:tokyogen@nifty.com

ホームページ:<https://tokyo-gennyukai.jimdofree.com>



東京言友会 HP

# 《17 その他の支援》



社会福祉協議会 HP

## 1. たすけあい<sup>ゆうしょうかつどう</sup>有償活動

**身 知 精 難**

### 対象者

市内在住で障がい者、高齢者、ケガ・病後、その他日常生活に支援が必要な方（ご本人・ご家族がでない方に限ります）

### 内 容

簡単な家事、外出付き添い、普段できない箇所の掃除、草とり、衣替え、押し入れ整理等（専門的でない範囲に限ります）

**利用料金** ※協力員の交通費、消耗品等は利用者の負担です

日常生活援助活動＝利用時間により1時間1,000円～

介助を伴う活動＝利用時間により1時間1,100円～

※利用時間は週1回一時間程度 原則として日曜、祝日、年末年始を除く（8:30～17:00）

**問 合 せ** 多摩市社会福祉協議会 地域福祉推進課 まちづくり推進担当 電話042-389-3344

（多摩市関戸4-72 ヴィータ・コミュニティー7階 多摩ボランティア・市民活動支援センター内）

## 2. 生活福祉資金<sup>せいかつふくししきん</sup>の貸付<sup>かしつけ</sup>

**身 知 精**

### (1) 福祉資金、教育支援資金

#### 対象者

低所得世帯や障がい者や療養又は介護を必要とする高齢者の方がいる世帯（原則として母子・父子福祉資金その他の公的資金の貸付が優先となります。）※相談には予約が必要

#### 内 容

- ・ 福祉費（技能習得費、住居移転費、福祉用具等購入、障がい者用自動車購入、療養費等）
- ・ 緊急小口資金（緊急かつ一時的に生計が困難な方への貸付）
- ・ 教育支援資金（高校・大学等の学費、入学金）

### (2) 総合支援資金

#### 対象者

離職等により日常生活全般に困難を抱えている世帯で、生活の立て直しのために継続的な相談支援と貸付を受けることにより自立が見込める世帯 ※相談には予約が必要です。

**内 容** ※資金ごとに条件があります。詳細はお問い合わせください。

- ・ 生活支援費（生活再建に向けて就職活動を行う間の生活費）
- ・ 一時生活再建費（生活支援費または住居確保給付金の申請者のみ対象）等

**問 合 せ** 多摩市社会福祉協議会法人管理課総務係 電話042-373-5622

（二幸産業・NSP健幸福祉プラザ内）

### 3. 障害者スポーツセンター



#### 対象者

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその介護者。又はこれらと同程度の障がい有者の方とその介護者や障がい者の福祉増進を目的とする団体

#### 内容

障がい者の健康増進と、社会参加の促進を図るため、スポーツ、レクリエーション、研修会等の場を提供する施設（体育館、卓球室、サウンドテーブルテニス室、プール、トレーニング室、集会室等）

個人利用の場合は手帳を持参し、利用登録してください。団体利用の場合は事前に予約をとり、利用申請書を提出して承認を受ける必要があります。

※総合スポーツセンターのみ運動場、洋弓場、庭球場、多目的室があります。

#### <利用時間>

9時～21時 ただし、施設によって一部利用時間が異なります。

#### <休館日>

水曜日（祝日の時は木曜日）、祝日の翌日（土曜・日曜又は休日の時は開館）、年末年始

#### 問合せ

東京都多摩障害者スポーツセンター（国立市富士見台2-1-1）

電話 042-573-3811 FAX 042-574-8579

ホームページ：<https://tsad-portal.com/tamaspo>

東京都障害者総合スポーツセンター（北区十条台1-2-2）

電話 03-3907-5631 FAX 03-3907-5613

ホームページ：<https://tsad-portal.com/mscd>



東京都多摩障害者  
スポーツセンターHP



東京都障害者総合  
スポーツセンターHP

### 4. 東京都障害者スポーツ大会



#### 対象者

身体障がい者及び知的障がい者、精神障がい者

※参加要件がありますので、詳しくは問合せください。

#### 内容

陸上競技、水泳、卓球、サウンドテーブルテニス、アーチェリー、ボウリング、ボッチャ、フライングディスク、バスケットボール、サッカー、バレーボール、フットソフトボール、ブラインドベース、車いすバスケットボール、ソフトボール等の競技を本年度は5月と、8月～9月、11月～2月に実施します。

#### 問合せ

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会（事業推進課）

（分室）電話03-6265-6001（分室）FAX03-6265-6077

## 5. 車いすの貸し出し(障害福祉課)

### 対象者

病気やケガ等により車いすを一時的に必要とする方  
(使用者か借受人のどちらかが市内在住 の場合に限る)

### 内容

年度内、使用者一人につき90日を限度に貸し出します。  
使用料は無料ですが、運搬は借受人負担です。

### 手続方法

台数に限りがありますので、事前に電話等でお問い合わせください。

### 問合せ

障害福祉課 障害福祉係 電話042-338-6903(直通) FAX042-371-1200

## 6. 車いすの貸し出し(多摩市社会福祉協議会)

### 対象者

市内在住の障がい者、高齢者、疾病・傷病等により一時的に歩行困難な方

### 内容

対象者が日常生活において介助、通院、外出、旅行等のために、一時的に車いすを必要とする場合において、1回1ヶ月以内で車いすを貸し出します。使用料は無料ですが、運搬は借受人負担です。

### 問合せ

多摩市社会福祉協議会 法人管理課 総務係 電話042-373-5611  
南野3-15-1(二幸産業・NSP健幸福祉プラザ内)

## 7. 車いすの貸し出し(東京都心身障害者福祉センター)

### 対象者

都内在住の身体障がい者(児)又はその関係団体

### 内容

福祉の増進を目的として使用する場合等に貸し出します。使用料は無料ですが、運搬は借受人負担です。

### 問合せ

東京都心身障害者福祉センター(本所) 電話03-3235-2961 FAX03-3235-2959  
新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)14階

## 8. オストメイト社会適応訓練



### 対象者

人工肛門又は人工膀胱の方

### 内容

皮膚管理、ストマ管理、社会復帰にかかる諸問題についての講演を無料で受けられます。

### 問合せ

公益社団法人日本オストミー協会 三多摩支部 電話03-3205-0248

## 9. 東京都障害者IT地域支援センター



### 対象者

都内在住の障がいのある方等

### 内容

障がいのある方やご家族、支援者を対象に、デジタル機器や福祉機器・アクセシビリティ機能の紹介、機器展示、見学・体験会を実施。ITを身近に、安心して活用できるようサポートします。

個別相談は、電話またはお問い合わせフォームで受付。

来所による相談は事前予約が必要です。(時間制、無料)

### 利用時間

月曜、火曜、木曜、金曜 10:00~17:30 土曜 10:00~17:00

(土曜日は不定期の開館となります。開館予定につきましては事前にお問い合わせください。)

定休日:水曜、日曜、祝祭日、年末年始

### 問合せ

東京都障害者IT地域支援センター 電話03-6682-6308 FAX03-6686-1277

文京区小日向4-1-6 東京都社会福祉保健医療研修センター1階

あいていーぎじゅつしゃざいたくようせいこうざ じゅうどしんたいしゅう しゃざいたくぱそこんこうざ  
10. IT 技術者在宅養成講座(重度身体障がい者在宅パソコン講座) **身**

**対象者**

東京都にお住まいで、身体障害者手帳1級～3級の方、かつ高校卒業程度の学力を持ち、週20～30時間程度の学習が可能な方

**内容**

就労に必要なコンピュータ技術について、インターネットを使用して在宅で学びます。  
講習期間は4月より2年間です。

**費用**

無料

**申込方法**

毎年10月上旬～12月中旬に募集  
(上記期日までの申し込みが難しい場合は別途お問い合わせください)

**申込・問合せ先**

社会福祉法人 東京コロニー職能開発室  
電話03-6914-0859 FAX03-6914-0869  
中野区中野5-3-32  
ホームページ:<https://www.tocolo.or.jp/syokunou/>



東京コロニー  
職能開発室 HP

としょどう たくはいさーびす  
11. 図書等の宅配サービス **身**

**対象者**

肢体障がい等で図書館への来館が困難な方

**内容**

ご希望の図書、雑誌等をご自宅まで無料でお届けします。

**問合せ**

多摩市立中央図書館 電話042-373-7955 FAX042-375-9459

## 12. 自動車事故被害者への援護制度

じどうしゃじ こひがいしゃ えんごせいど

### 内 容

独立行政法人自動車事故対策機構は、国土交通省所管の独立行政法人で、自動車事故被害者の援護業務を行っています。

#### ① 重度後遺障がい者への介護料支給

自動車事故が原因で、脳・脊髄・胸腹部臓器を損傷し、重度後遺障がいを負われ、常時または随時介護を要する方へ、介護料を支給しています。

#### ② 交通遺児等生活資金の無利子貸付と友の会

自動車事故で保護者が死亡または重度後遺障がいを負った児童に対する生活資金の無利子貸付のほか、友の会を運営し、家族参加型イベントの「集い」や保護者の皆さんの交流会を実施しております。

#### ③ 専門医療機関の設置・運営

自動車事故が原因で、脳損傷により重度意識障害が継続する状態にある方に、高度の治療と看護を行う専門医療機関を設置・運営しています。

### 問 合 せ

独立行政法人自動車事故対策機構東京主管支所被害者援護担当 電話03-3621-9941

墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル8階

### 13. 介護保険制度の概要

わが国では、急速な高齢化に伴う「高齢者介護」の問題が老後の大きな不安要因となっています。そこで、深刻化する介護問題を社会全体で支えようとするしくみが、介護保険制度です。介護保険制度は、社会保険方式により、サービスと負担（保険料、利用料）の関係を明確にし、住み慣れた地域で生活を続けていけることを目指しています。

- ①介護保険は、原則として40歳以上の方全員が加入する社会保険制度です。
- ②介護保険を運営する保険者は、市町村及び特別区（23区）です。
- ③介護保険に加入するための特別な手続きは必要ありません。
- ④介護保険には個人単位で加入します。

※身体障害者手帳等をお持ちの方でも、介護保険の要介護者・要支援者に該当する場合は、介護保険サービスを利用できます。その場合、介護保険サービスが優先されますが、障害者総合支援法によるサービスも利用可能になる場合がありますので、個別にご相談ください。

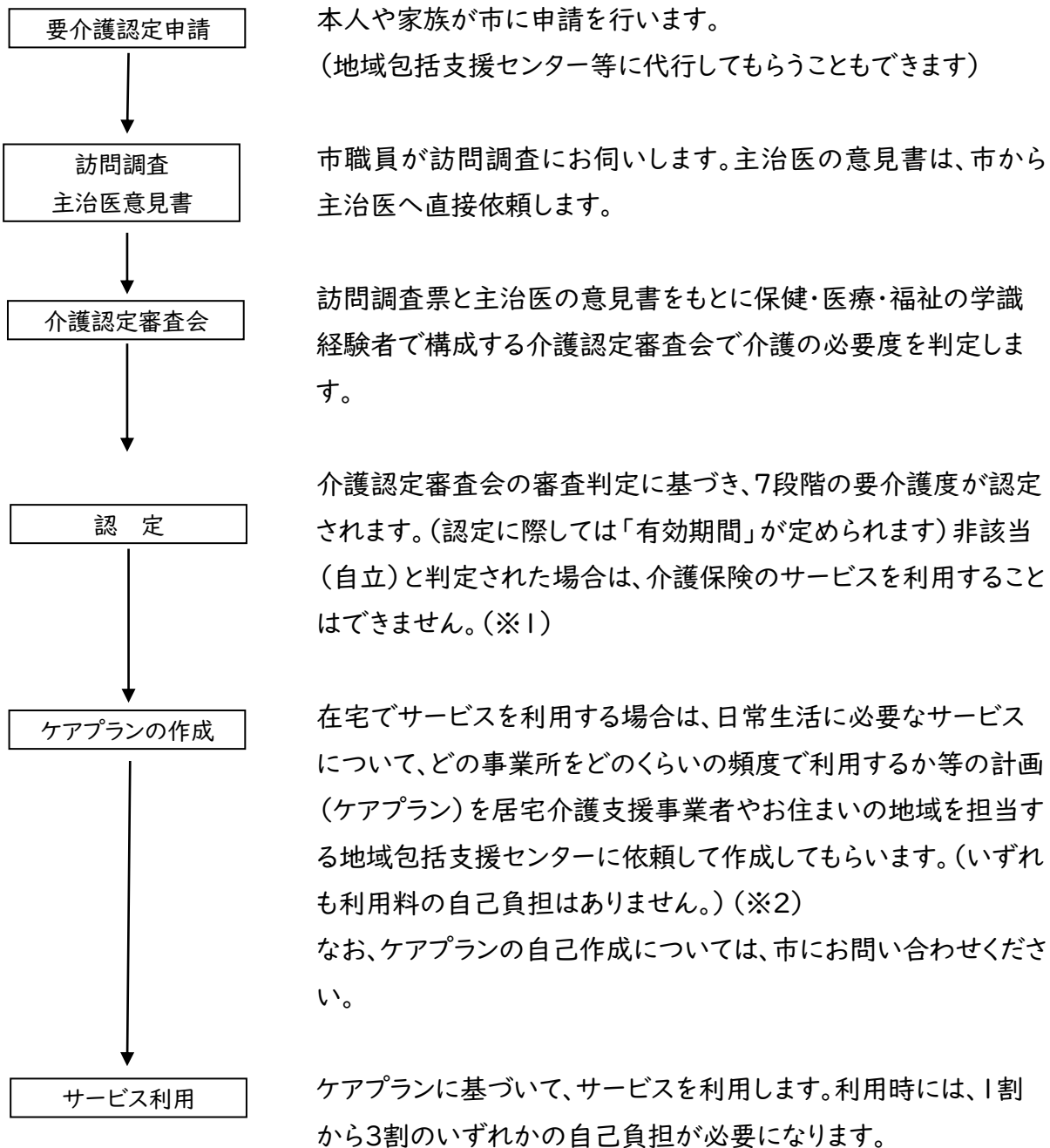
	第 1 号 被 保 険 者	第 2 号 被 保 険 者
加入対象者	65歳以上の方	40歳以上 65歳未満の医療保険加入者
保険料	所得段階に応じて市町村が金額を決定（3年ごとに見直し）	加入している医療保険の保険料算定方法により医療保険者ごとに金額を決定
保険料の支払方法	・年金額が年額 18 万円以上の方は、年金から天引き（特別徴収） ・年金額が 18 万円未満の方や、年度途中で 65 歳になった方等は、納付書等で個別に支払い（普通徴収）	医療保険料に上乗せされ、支払い ※ 保険料の1/2は事業主が負担（国保の場合は国が負担）
サービスが利用できる方	・ねたきりや認知症等で介護を必要とする状態（要介護状態）の方 ・介護を要する状態の軽減・悪化防止のための支援が必要な状態（要支援状態）の方 ※ 市が認定	初老期における認知症、脳血管障害等、老化に伴う病気（※1特定疾病）によって要介護、要支援状態になった方 ※ 市が認定
サービスの利用方法	日常生活に必要な介護保険サービスを選び、介護保険サービスの提供事業者と契約を結んで利用します。	
利用者負担	原則として、利用したサービスの費用の1割から3割のいずれかを負担	原則として、利用したサービスの費用の1割を負担

※1 特定疾病

- ①がん（医師が回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの）
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭さく症
- ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

**問合せ** 介護保険課認定給付担当（要介護認定、給付に関すること）電話042-338-6907（直通）  
介護保険担当（介護保険料に関すること）電話042-338-6901（直通）

ようかいごにんていしんせい サービスかいし  
❖要介護認定申請からサービス開始まで❖



※1 非該当の方は一般福祉サービスや介護予防・日常生活支援総合事業等の利用について担当の地域包括支援センターにご相談ください。

※2 施設サービスを利用する場合は、居宅介護支援事業者等に依頼する必要はありません。各施設のケアマネジャーが施設サービス計画を作成し、その計画に基づいてサービスが提供されます。

## 14. 郵便等による不在者投票制度

「郵便等による不在者投票」とは、身体に重度の障害があることにより投票所での投票が困難な方を対象に、郵便等により自宅等で投票できる制度です（公職選挙法第49条第2項）。以下の要件に該当する方であれば、事前に申請をして「郵便等投票証明書」の交付を受けることで、制度をご利用いただけます。



選挙管理委員会 HP

### 対象者

身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害のある方（○印の該当者）または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方が対象となります。

身体障害者手帳	障害等の区分	障害等の程度		
		1級	2級	3級
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○

戦傷病者手帳	障害等の区分	障害等の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		△	△	△	△	○

※上記の対象となる方で、自ら投票用紙に記載することができない方（下表の障害のある方）は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者に代理記載をしてもらうことができます。

身体障害者手帳	上肢もしくは視覚の障害の程度が 1級 の方
戦傷病者手帳	上肢もしくは視覚の障害の程度が 特別項症・第1項症・第2項症 の方

### 手続方法

- ① 「郵便等投票証明書交付申請書」に必要事項を記入して、「身体障害者手帳」または「戦傷病者手帳」または「介護保険の被保険者証」と一緒に、選挙管理委員会事務局にご提出ください。  
※郵便等投票証明書交付申請書は、ホームページからダウンロードできます。
- ② 後日、郵便等により「郵便等投票証明書」をお送りします。選挙の際、必要ですので大切に保管してください。「郵便等投票証明書」が交付されていないと、制度をご利用できませんのでご注意ください。

問合せ 多摩市選挙管理委員会事務局 電話042-338-6886(直通) FAX042-338-6887

## 15. 投票や投票所における支援

投票や投票所で支援が必要な方が投票しやすくなるよう、以下の取組をしていますので、支援が必要な方は、投票所の職員にお声がけください。なお、口頭で伝えることが難しい方は、投票支援カードを印刷して、必要事項を記入し、投票所にご持参ください。



選挙管理委員会 HP

### ◆代理投票制度

選挙人が心身の状態等により自ら投票用紙を記入することができない場合に、投票事務に従事する職員が代わりに投票用紙を記入します(家族や支援者等が代筆することはできません)。申請は口頭で構いませんので、職員にお声がけください。

#### 代理投票の流れ

- ① 投票所の職員に代理投票を希望することを伝えます。
- ② 投票所の職員 2 名が対応します。職員とともに記載台に進みます。
- ③ 投票したい候補者の氏名等を職員に伝えます(職員が投票用紙に記入します)。  
※投票所の職員が本人の意思を投票用紙に代筆する制度のため、本人の意思であると確認できない場合、投票することができません。
- ④ 記入内容に間違いがないか、投票用紙を確認します。
- ⑤ 本人が投票箱へ投票用紙を投函します(難しい場合は職員が投函します)。

### ◆点字投票

目が不自由な方は、点字で投票ができます。点字用の投票用紙を使用しますので、点字投票を希望される場合は、職員にお声がけください。投票所には、点字器(5行20マス)を用意しています。自身の点字器を利用することもできます。また、候補者の氏名等を確認したいときは、点字の氏名等一覧を用意していますので、投票所の職員にお声がけください。

### ◆指定施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が不在者投票施設として指定した病院や老人ホーム等に入院または入所している方は、その施設内で投票できます。入院または入所中の施設が指定された施設かどうかは、施設の職員にお問い合わせください。

### ◆その他

上記のほか、投票所で支援等が必要な場合、職員にお声がけください。

- <例> ・車いす、ヘルパーグラス、拡大鏡等を借りたい ・投票所内を案内(付添い)してほしい  
・候補者名や政党名等を読んでほしい ・コミュニケーションボードを使いたい

**問合せ** 多摩市選挙管理委員会事務局 電話042-338-6886(直通) FAX042-338-6887

さんかいりょうほしやうせいど  
**16.産科医療補償制度**

**対象者** 次の①～③の基準すべてを満たした場合に、補償対象となります。

- ① ・2015年1月1日から2021年12月31日までに出生したお子様の場合  
在胎週数32週以上で出生体重1,400g以上、または在胎週数28週以上で所定の要件を満たすこと。
- ・2022年1月1日以降に出生したお子様の場合  
在胎週数が28週以上であること。
- ② 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること
- ③ 身体障害者障害程度等級1または2級相当の脳性まひであること



日本医療機能評価機構 HP

**内 容**

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供すること等により、産科医療の質の向上等を図ることを目的とした制度です。補償の対象に認定された場合、一時金と分割金をあわせ総額3,000万円の補償金が支払われます。

※ 生後6ヶ月未満で亡くなられた場合は、補償対象となりません。

**申請期間** お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日まで

(極めて重症であって、診断が可能となる場合は、生後6ヶ月から補償申請可)

※ 補償の対象等詳細はホームページを参照いただくかお産した分娩機関またはコールセンターへお問合せ下さい。

**問 合 せ** 産科医療補償制度専用コールセンター 電話0120-330-637 午前9時～午後5時  
(土日祝・年末年始除く)

じゅうしやうしんしんしやうがいじ しゃ どうほうもんかん ごじぎやう  
**17.重症心身障害児(者)等訪問看護事業**



**対象者**

・市民の方で、在宅で生活をする重症心身障がい児(者)及び医療的ケア児の方

※重症心身障がい児(者):重度の知的障がいと肢体不自由が重複しており、18歳未満にその状態になった方

※医療的ケア児:人工呼吸器や酸素吸入等を受けており、申請時に18歳未満の方

**内 容**

看護師が訪問し、健康の保持及び発達・療育機会を確保することを目的に、本人に対して健康管理や医療的ケア、発達・療育支援を行います。また、家族に対して、看護技術指導や相談・助言を行い、家族が自信を持って日々の看護にあたるように支援します。利用期間は状況により変わります。

**相談方法** 保健所に直接電話し、地区担当の保健師に相談してください。

**問 合 せ** 東京都南多摩保健所(多摩市永山2-1-5) 電話042-371-7661

かんけいきかん  
《18 関係機関》

じどうはつたつしえんじぎょう たまし きょうしつ  
1. 児童発達支援事業 多摩市ひまわり教室 **児**

対象者

市内在住の発達に遅れや心配があり、自立歩行のできる満2歳以上就学前の児童

利用定員

1日あたり27人

内容

一人ひとりの発達に応じて、集団および個別の療育を行い、児童の社会的自立を援助します。

**【集団療育】**

日常生活や遊びの中で社会性等の向上を支援します。

**【個別・小集団療育】**

言語・心理・作業の専門家による療育を行います。

療育時間

月曜日～金曜日 9時30分～13時45分（2歳児は11時45分まで）

費用負担

児童福祉法第21条に規定された利用料がかかります。

※食事・教材等の実費は、別途自己負担となります。

その他

**【預かりサービス事業】**

利用定員：一日あたり3人（要相談）

ひまわり教室の訓練時間終了後、希望者は引き続き利用児童をお預かりするサービスです。

① 13時45分から 15時45分 ② 15時45分から 16時30分

※②は①を利用した児童のみ対象となります。

**【利用者等相談】**

ひまわり教室卒園・退園後も、希望者は引き続き相談をお受けすることができます。

所在地

多摩市諏訪 5-1 諏訪複合教育施設内

問合せ

障害福祉課 発達支援室担当 電話 042-374-2717 FAX 042-372-1074

ちいきかつどうしえんせんたー  
2. 地域活動支援センター



正夢の会 HP

ちいきかつどうしえんせんたー  
◆ マルシェたま地域活動支援センター の一ま

対象者

市内在住の身体、知的、精神等に障がいのある方やその家族の方

内容

障がいのあるご本人とご家族が地域で安心して暮らせるように、相談支援や自立や社会参加への支援を行っています。

◆一般相談事業

障害福祉サービス等の利用、生活、医療、対人関係等生活全般にわたる支援を行っています。

◆フリースペースの運営（交流コーナーの運営）

利用者の仲間づくりや交流の場として、情報提供の場として活用しています。

◆地域活動プログラム

自宅以外の場所に出かけるきっかけになるように様々なプログラムを実施しています。

例：体操プログラム、ウォーキング、コーラス、映画会、創作プログラム、茶話会等

<u>利用時間</u>	月曜日～金曜日	9:30～18:00
	第1・第3土曜日	9:30～17:00
	フリースペース	月曜日～金曜日 10:00～17:45
		第1・第3土曜日 10:00～16:00

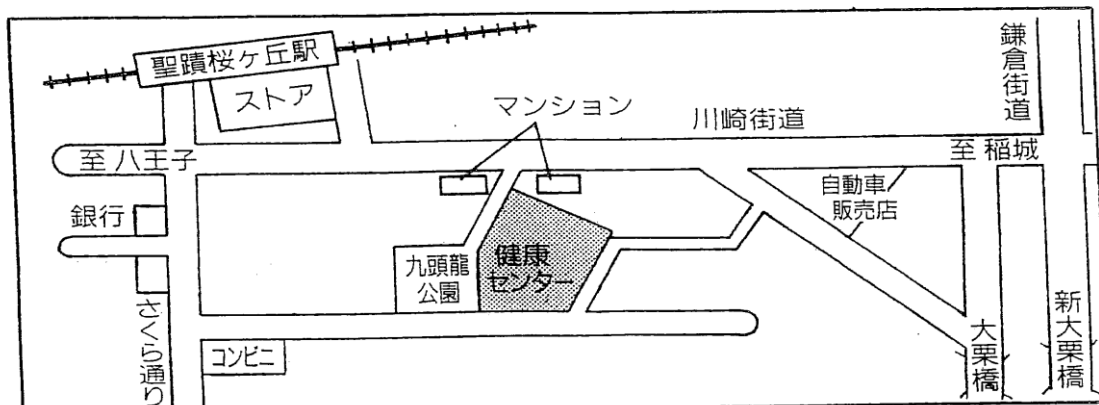
休所日 日曜、祝日、土曜(第1・第3以外)、年末年始

問合せ マルシェたま地域活動支援センター の一ま (関戸4-19-5(健康センター4階))

電話042-311-2300 FAX042-311-2737 E-mail: tama-tikatu@inagi-masayume.com

受託事業者 社会福祉法人 正夢の会

多摩市立健康センター 4階



ちいきかつどうしえんせんたー  
◆ 地域活動支援センター あんど **身** **知** **精**

**対象者** 市内在住の障がいのある方とその家族

**内容** 心身に障がいのある方の社会参加と自立を図るための事業や相談支援を行っています。

○ 趣味・教養の講座等

体操やパソコンの教室、カラオケの日の開催、グループ活動、障がいに関する講演・講座等

○ デイサービス

◆ 在宅障がい者デイサービス

**対象者** 身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方、高次脳機能障がいのある方  
(18歳以上65歳未満) ※介護保険を利用している方は対象になりません

**内容** 機能訓練、言語訓練、社会適応訓練等

**実施日・時間** 毎週水曜日・金曜日、10時から15時

※送迎あり、お弁当給食あり(食事代自己負担)、入浴サービスあり(必要と認められた方のみ)

○ 水浴訓練室事業

◆ 水中機能訓練

**対象者** 18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方(障害者総合支援法の対象となる難病含む)心疾患・失禁・感染症の方は利用不可 ※視覚・聴覚障がいの方は応相談

**内容** 水中での歩行やストレッチ等

**実施日・時間** 火曜日又は木曜日、10時から12時または13時から15時 ※送迎あり

◆ その他事業 個人貸出し、団体貸出し

○ 入浴サービス

**対象者** 身体障害者手帳をお持ちの重度で自宅での入浴が困難な方  
(18歳以上65歳未満) ※介護保険を利用している方は対象になりません

**内容** 通所(送迎あり)または訪問による入浴(原則として週一回の利用です)

○ 相談

◆ 一般相談・指定特定相談

福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画の作成等

◆ 高次脳機能障がいのある方及びその家族等への相談、グループ活動

◆ 聞こえと補聴器の相談会・パソコン相談会・親なきあと個別相談・言葉のこと相談等

○ その他 ヘルプカード(多摩市版)の配布、物品貸出(ボッチャ、障害理解映画 DVD 等)

**開館時間** 午前8時30分から午後5時まで

**休館日** 日曜・第2土曜・祝日・年末年始(12/29~1/3)

**問合せ** 多摩市社会福祉協議会 地域活動支援センター あんど

電話042-356-0307 FAX042-356-1155

多摩市南野3-15-1

(二幸産業・NSP健幸福祉プラザ内)



多摩市社会福祉協議会 HP

そうごうふくしせんたー にこうさんぎょう えぬえすびーけんこうふくしぷらざ

### 3. 総合福祉センター ニ幸産業・NSP健幸福社プラザ



高齢者も、障がい者も、住み慣れた地域で生きがいを持ち、自立した生活が送れるよう、地域ぐるみの福祉を築いていくための拠点施設です。

#### 施設概要

1階	啓光えがお
2階	啓光えがお
3階	センター事務室、売店等 地域活動支援センター あんど事務室(123頁) 同行援護事業・意思疎通支援事業(多摩市社会福祉協議会)
4階	デイサービスセンター …市内在住の障がい者の方を対象に在宅障がい者デイサービス・入浴サービスを行っています。 南野いきいき元気センター
5階	障がい者福祉センター…市内在住の障がい者の方を対象に、水浴訓練室を利用した水中機能訓練や個人貸出、団体貸出を行っています。 障がい者団体共用室、アートひまわり
6階	老人福祉センター …市内在住の60歳以上の方を対象に、お風呂、各種講座、同好会活動等が行われます。 高齢者団体共用室、多摩市老人クラブ連合会事務局
7階	多摩市社会福祉協議会事務局、権利擁護センター

#### 内 容

◆構成する各福祉事業者が行う事業

◆施設貸出 **対象者**市内外在住・在勤・在学者で構成する団体(5名以上) ※団体登録手続きが必要  
**予約期間**使用日の2か月前から前日まで

※高齢者・障がい者・難病患者・福祉関係団体は、一部優先予約があります。

※窓口・電話・施設予約システムでの予約が可能です。

**開館時間** 午前8時30分から午後10時まで(窓口開設時間は午前8時30分から午後5時まで)

**休館日** 毎月第2土曜日とその翌日、年末年始

**事業実施日時** 日曜・祝日、休館日を除く午前9時から午後5時まで

**問合せ** 多摩市総合福祉センター指定管理者 ニ幸産業・NSP グループ

電話042-356-0303(代) FAX042-356-1155

多摩市南野3-15-1



ニ幸産業・NSP 健幸福祉プラザ HP

そうごうふくし ない ふくしじぎょうしょどう といあわせさき  
総合福祉センター内の福祉事業所等 問合せ先

多摩市社会福祉協議会 総務係	電話042-373-5611
権利擁護センター	電話042-373-5677
地域活動支援センター <b>あんど</b> (障がい者福祉センター・デイサービスセンター)	電話042-356-0307
啓光えがお	電話042-376-5044
アートひまわり	電話042-373-8455
障がい者団体共用室 (多摩市障害福祉課相談支援担当)	電話042-338-6847
多摩市老人クラブ連合会事務局 (高齢者団体共用室内)	電話042-356-0309
NPO 法人 <b>あいファーム</b> (南野いきいき元気センター)	電話042-311-2878
老人福祉センター	電話042-356-0303

しんたいしょう かん しせつ がっこう  
**4. 身体障がいに関する施設や学校**



名称・電話・所在地 (種類)	対象者 利用方法	内 容
<b>国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局</b> (自立支援局:指定障害者支援施設) 電話 04-2995-3100 住所 埼玉県所沢市並木4-1	市区町村から障害福祉サービス受給者証を交付される方。 サービス内容等は左記自立支援局総合相談課にお問合せください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立訓練(機能訓練)</li> <li>自立訓練(生活訓練)</li> <li>就労移行支援</li> <li>就労移行支援(養成施設)</li> <li>施設入所支援</li> <li>自立生活援助</li> <li>就労定着支援</li> </ul>
<b>東京都心身障害者福祉センター 多摩支所</b> 電話 042-573-3311(代表) FAX 042-576-5295 住所 国立市富士見台2-1-1  <b>本所</b> 高次脳機能障害専用電話相談 電話 03-3235-2955(直通) ※電話での相談が難しい場合は、 FAX 03-3235-2957まで  住所 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)12階から15階	身体障がい者、 高次脳機能障がい者、 及びその関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>補装具判定の予約は、市の窓口にお問い合わせください。</li> <li>高次脳機能障害に関する相談は本所の専用電話相談にて対応</li> </ul>
<b>東京視覚障害者生活支援センター</b> 電話 03-3353-1277 住所 新宿区河田町10-10	視覚に障がいがあり、日常生活・社会生活・職業生活に必要な能力を身に付けたい方	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立(機能)訓練として歩行、パソコン・スマートフォン等の機器類、点字の読み書き、日常生活動作のトレーニング</li> <li>就労移行支援として、パソコンを利用した事務処理技術の習得、およびマッサージ免許取得者への施術技術の維持・向上</li> </ul>
<b>東京聴覚障害者支援センター</b> 電話 03-3967-0051 FAX 03-3967-0052 住所 板橋区前野町1-32-9  ※令和8年10月移転予定 住所 板橋区志村2-19-5	主に聴覚・言語機能に障がいのある方 (他の障がいのある方は御相談に応じます)	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能訓練</li> <li>生活訓練</li> <li>就労継続B型支援</li> <li>施設入所支援</li> <li>短期入所</li> <li>指定特定相談支援</li> </ul>

名称・電話・所在地 (種類)	対象者 利用方法	内 容
<b>島田療育センター</b> 電話 042-374-2071(代) 住所 多摩市中沢1-31-1  ① 支援部・医療相談担当 電話 042-374-2607 ② デイケアセンター 電話 042-374-2049 ③ 支援部・地域担当／セブクロバー／ライフケア島田 電話 042-374-2101 ③ ケースワーカー(入所相談) 電話 042-374-2638 ④ 相談支援センターしまだ 電話 042-374-2101	重度の肢体不自由および知的障がい重複している児童(成人)  ※利用には外来受診が必要(セブクロバー独自事業を除く)	① 外来受診による診察、訓練 ② 児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護 ③ 発達支援センター「セブクロバー」各種事業 ・障害児(者)地域療育等支援事業(都委託) ・「ライフケアしまだ」訪問診療・看護・リハビリテーション ・保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援 ④ 療養介護、医療型障害児入所支援、短期入所(都民対象)、一時保護(市委託) ⑤ 指定特定相談支援、障害児相談支援(現在地域の方の受入休止中)
<b>多摩療護園</b> 電話 042-591-6885(代表) 電話 042-591-7500 (地域福祉部直通) 電話 042-591-4016 (相談支援事業直通) 住所 日野市程久保872-1 (障害者支援施設)	重度身体障がい者で常時介護を必要とする方	入所による日常生活の介護及び日常生活動作の機能維持支援を行っています。 また、在宅障がい者の支援事業として、ショートステイや生活介護、相談支援事業を行っています。
<b>町田荘</b> 電話 042-791-0905 住所 町田市函師町2987-1 (障害者支援施設)	主として18歳以上の身体障がい者(児童福祉法第63条による満15歳以上の障がい児を含む)	障害者支援施設(施設入所支援・生活介護)と、併設型・空床利用型の短期入所を行っています。
<b>東京都立府中療育センター</b> 電話 042-323-5115 住所 府中市武蔵台2-9-2	① 外来診療は心身障がい児全般を対象 ② 療養介護は重症心身障がい児者を対象 ③ 生活介護は重症心身障がい児者を対象 ④ 児童発達支援センターは就学前の肢体不自由を主な障がいとする児童 ⑤ 保育所等訪問支援は障がいのある18歳未満の児童	① 外来診療 ② 療養介護・医療型障害児入所支援・短期入所 ③ 生活介護 ④ 児童発達支援センター ⑤ 保育所等訪問支援 ⑥ 障害児(者)地域療育等支援事業

名称・電話・所在地 (種類)	対象者 利用方法	内 容
<b>東京都立多摩桜の丘学園</b> 電話 042-374-8111 住所 多摩市聖ヶ丘1-17-1	肢体不自由の児童・生徒のための都立特別支援学校	小学部、中学部、高等部があります。障がいの程度に配慮した個に応じた指導を行っています。
<b>東京都立八王子盲学校</b> 電話 042-623-3278 住所 八王子市台町3-19-22	全盲、弱視(両眼の視力が0.3未満)の幼児・児童・生徒	幼稚部、小学部、中学部、高等部普通科、高等部理療科、専攻科がある。通学困難な児童・生徒のための寄宿舍もあります。 地域の小中学校に通学する弱視児童・生徒対象の、通級指導を実施しています。乳幼児対象の育児相談と年長児の就学支援も実施しており、その他中途障害の成人の方含め広く見え方についての相談を受け付けています。
<b>東京都立立川学園</b> 電話 042-523-1358 FAX 042-523-6421 住所 立川市栄町1-15-7	聴覚に障がいのある幼児・児童・生徒	聴覚障害教育部門に幼稚部、小学部、中学部、高等部(普通科・専攻科)があります。 また、乳幼児対象の教育相談や、地域の聴覚に障がいのある児童・生徒を対象とした相談も受け付けています。

ちてきしょう はったつしょう かん きかん  
**5. 知的障がい・発達障がいに関する機関**

**知**

名称・電話・所在地 (種類)	対象者 利用方法	内容
<p><b>東京都心身障害者福祉センター 多摩支所</b>                      電話 042-573-3311                      住所 国立市富士見台2-1-1</p> <p><b>本所</b>                      電話 03-3235-2961                      住所 新宿区神楽河岸1-1                      東京都飯田橋庁舎(セントラル                      プラザ)12階から15階</p>	<p>知的障がい者とその関係者</p>	<p>・愛の手帳の発行(本所)                      ・愛の手帳の判定(18歳以上)                      は、直接電話で予約</p>
<p><b>東京都発達障害者支援センター おとなトスカ(18歳以上)</b>                      電話 03-5579-8207                      住所 東京都新宿区弁天町91                      公益財団法人神経研究所ビル                      1階                      HP <a href="https://otona-tosca.org">https://otona-tosca.org</a>                      委託先:公益財団法人 神経研究所</p>  <p>おとなトスカ HP</p>	<p>対象者と利用方法:                      東京都在住・在勤の発達障がいのある(またはその疑いのある)本人とその家族、関係機関の方。原則電話にて受付けています(予約不要)。</p> <p>受付時間と曜日:                      第1・3週:月・火・水・木・金・土曜                      第2・4・5週:月・火・木・金曜                      ※祝日・年末年始を除く                      9:00~17:00</p>	<p>東京都在住・在勤の発達障がいのある(またはその疑いのある)本人とその家族、関係機関の方からの発達障がいに関わる様々な相談をお受けしています。必要に応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーション等も行います。</p>
<p><b>東京都発達障害者支援センター こどもトスカ(18歳未満)</b>                      電話 03-6413-0231                      住所 東京都世田谷区船橋1-30-9                      メール <a href="mailto:tosca@kisenfukushi.com">tosca@kisenfukushi.com</a>                      HP <a href="https://www.tosca-net.com/">https://www.tosca-net.com/</a>                      委託先:社会福祉法人 嬉泉</p>  <p>こどもトスカ HP</p>	<p>対象者と利用方法:                      東京都在住の発達障がいのある(またはその疑いのある)本人とその家族および関係機関・施設の方。電話・FAX・メールにて受付けています。(要予約)</p> <p>予約受付時間と曜日:                      月・火・水・木・金曜                      9:00~17:00</p> <p>相談日時:                      月・火・木・金曜                      ※祝日・年末年始を除く                      9:30~17:00</p>	<p>東京都在住の発達障がいのある(またはその疑いのある)本人とその家族、関係機関・施設からの発達障がいに関わる様々な相談をお受けしています。必要に応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーション等も行います。</p>

名称・電話・所在地 (種類)	対象者 利用方法	内 容
<p><b>啓光学園</b>(成人・児童) 電話 042-375-7303 住所 多摩市和田1717</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉型障害児入所施設</li> <li>・障害者支援施設(成人入所)</li> <li>・短期入所(ショートステイ)</li> <li>・日中一時支援</li> </ul>	<p><b>入所</b> ・知的障がいがあつて医療的ケアのない方 ・在宅での養育等が困難な障がい児童 ・家庭の事情等で在宅生活が難しい18歳以上の障がい者</p> <p><b>短期入所・日中一時</b> ・家族に介護、病気、冠婚葬祭が発生した場合 ・家族等のレスパイト(休養)を必要とする方 ・児童、成人共に利用可</p> <p>予約受付時間: 平日午前9時～午後5時 ※緊急時に受け入れ対応等必要な場合は、相談可。</p>	<p><b>入所</b> 入所による生活支援及び、日中活動支援を行います。</p> <p><b>短期入所・日中一時</b> 初めて利用される方は、面接後に利用契約を結びます。 日中に通う場所がある場合は、通っていただけます。(送迎手段については各自ご手配願います。)</p>
<p><b>七生福祉園</b> 電話 042-591-0049 住所 日野市程久保843</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉型障害児入所施設</li> <li>・障害者支援施設 施設入所支援 生活介護 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労選択支援</li> <li>・短期入所</li> <li>・グループホーム</li> </ul>	<p>中軽度の知的障害児・者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所による生活支援・通学 日中活動、地域移行のための生活訓練の実施</li> <li>・企業への就労希望者を対象とした通所による訓練等の実施</li> <li>・本人に合った働き方や就労先を主体的に考えていくことをサポートしアセスメントを実施</li> <li>・家族のレスパイト(休養)や病気等の際の1泊2日からの短期入所受け入れ</li> <li>・多摩市・日野市内でのグループホームの運営</li> </ul>
<p><b>島田療育センター</b> 電話 042-374-2071(代) 住所 多摩市中沢1-31-1</p> <p>① 支援部・医療相談担当 電話 042-374-2607</p> <p>② 支援部・地域担当/セブンクローバー 電話 042-374-2101</p>	<p>発達障害全般</p> <p>①外来初診は申込時点で中学生まで ・初診申込方法:郵送による申込受付、紹介状他、必要書類を送付</p> <p>②乳幼児～成人(家族、支援者のみの相談も可) ・申込方法:電話 ※詳細はホームページを参照</p>	<p>①外来受診による診察、訓練 ②発達支援センター「セブンクローバー」の独自事業(各種検査、個別相談、グループ指導、保護者相談、各種講習会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児(者)地域療育等支援事業(都委託)</li> <li>・保育所等訪問支援</li> </ul>

名称・電話・所在地 (種 類)	対象者 利用方法	内 容
<p><b>町田市美術工芸館</b> 電話 042-793-2227 住所 町田市忠生3-6-22</p> <p>・多機能型事業所 就労継続支援施設B型(定員 30 名) 生活介護(定員 30 名)</p>	<p>18歳以上の知的障がい者で雇用されることが困難な方</p>	<p>自活に必要な訓練及び授産作業を行っています。キャンドル等美術工芸品の作成を通して、社会参加と自立した生活を支援します。(送迎あり)</p>
<p><b>東京都立多摩桜の丘学園</b> 電話 042-374-8111 住所 多摩市聖ヶ丘1-17-1</p>	<p>知的障がいのある児童・生徒のための都立特別支援学校</p>	<p>小学部・中学部・高等部があります。障がいの程度に応じて、自立と社会参加をめざす指導を行っています。</p>
<p><b>東京都立南大沢学園</b> 電話 042-675-6075 住所 八王子市南大沢5-28</p>	<p>軽度の知的障がいがある方で、卒業後に企業就労を目指す方が対象。 事前の個別説明の実施と、入学者選考の受検が必要。 入学者選考実施要項をご確認の上、ご応募ください。</p>	<p>高等部就業技術科のみの知的障害特別支援学校です。ビルクリーニング、ロジスティクス、エコロジーサービス、食品、福祉の5つのコースを設置し、企業就労に向けた専門的な教育を実施します。</p>

せいしんしょう かん そうだんきかん びょういん  
**6. 精神障がいに関する相談機関や病院**

**精**

名称・電話・所在地 (種類)	対象者 利用方法	内容
東京都南多摩保健所 電話 042-371-7661 住所 多摩市永山2-1-5	未治療もしくは治療中断している方の相談および薬物・アルコール依存症・ひきこもり等でお悩みの方	保健師等による精神保健に関する相談
桜ヶ丘記念病院 電話 042-375-6311 住所 多摩市連光寺1-1-1	精神治療の必要な方	精神科・神経科通院治療、入院治療 治療の一環として精神科デイケアも行う。
桜ヶ丘診療所 電話 042-337-0366 住所 多摩市一ノ宮3-4-6 ヴェルドミール多摩桜ヶ丘101	精神治療の必要な方 心の健康相談を希望する方	精神科・神経科・心療内科通院治療
島田療育センター 電話 042-374-2071(代) 住所 多摩市中沢1-31-1  支援部・医療相談担当 電話 042-374-2607	・初診は申込時点で中学生まで ・初診申込方法:郵送による申込受付、紹介状他、必要書類を送付	児童精神、小児神経領域の通院治療
多摩中央病院 電話 042-374-2111 住所 多摩市連光寺2-62-2	精神治療の必要な方	精神科通院治療・入院治療
多摩やすらぎクリニック 電話 042-400-6866 住所 多摩市落合1-9-2 クロダビル6階	精神治療の必要な方 心の健康相談を希望する方	精神科・心療内科・通院治療
たけしたクリニック 電話 042-373-1541 住所 多摩市永山1-8-17 ボヌール永山2階205	心の健康相談を希望する方	精神科・心療内科通院治療
ながやまメンタルクリニック 電話 042-310-0800 住所 多摩市永山1-4-503	心の健康相談を希望する方	精神科・心療内科
池田クリニック 電話 042-374-0886 住所 多摩市諏訪5-10-5	心の健康相談を希望する方	心療内科通院治療
多摩心療クリニック 電話 042-319-3057 住所 多摩市落合1-9-9 多摩クレイドビル2A	心の健康相談を希望する方	精神科・心療内科
松田健身クリニック 電話 042-375-3337 住所 多摩市桜ヶ丘2-10-17	心の健康相談を希望する方	心療内科・精神科

名称・電話・所在地 (種類)	対象者 利用方法	内 容
<b>聖蹟桜ヶ丘メンタルクリニック</b> 電話 042-400-7781 住所 多摩市関戸 4-72 ヴィータモールせいせき 5 階	心の健康相談を希望する方	心療内科・神経科・精神科
<b>風と森メンタルクリニック</b> 電話 042-400-6111 住所 多摩市落合1-35ライオンズ プラザ多摩センター3階	心の健康相談を希望する方	精神科
<b>つばさクリニック多摩</b> 電話 042-401-9472 住所 多摩市一ノ宮3-1-3 桜ヶ丘 K ビル4階 C 室	通院をすることが難しい精神治療の必要な方	内科・精神科・心療内科

## 7. 東京都立多摩総合精神保健福祉センター

精

### 事業内容

東京都立多摩総合精神保健福祉センターは、多摩地域を担当する広域的な精神保健福祉の専門支援機関です。主な業務は、こころの健康づくりやこころの病を持つ方への支援、多摩地域の精神保健福祉活動への支援・協力です。

### サービス内容

#### 1. こころの健康相談

多摩地域にお住まいの都民の方を対象に、対人関係、こころの悩み・病気に関する相談等を、こころの電話相談にてお受けしています。(面接は予約制)

「アルコール・薬物・ギャンブル等依存症の問題」「思春期・青年期のこころの問題」に関する専門相談では、面接、本人グループ、家族教室等も行っています。相談料金は無料です。

#### 2. 思春期・青年期デイケア

生活リズムの改善や病状の安定、社会生活の充実等をめざして、各種のプログラムを行っています。対人関係の改善や就労へのスキルアップを図る中で、リズム管理や疾病教育、ストレス対処等の心理教育も実施しています。ひとりひとりの利用者に添った安心して参加できる日中の活動場所としての運営に努めています。精神科の診療を受け、ご本人に自立と社会参加への意欲があり、主治医が利用申込みに同意している方が対象です。

※毎週水曜日(祝日等を除く)午後施設見学会を実施しています(事前予約制)。

※申込・利用方法等についてはホームページをご覧ください。

### 問合せ

〒206-0036 多摩市中沢 2-1-3 電話(代表)042-376-1111

☆こころの電話相談・面接相談 電話042-371-5560

☆思春期・青年期デイケアについて 電話042-373-7711

※いずれも受付は、月～金曜日 午前9時から午後5時まで

(祝日・休日・年末年始を除く)



東京都立多摩総合  
精神保健福祉センターHP

しない しょう しゃかんけいふくし しみんかつどうだんたい  
**8. 市内の障がい者関係福祉・市民活動団体**

No.	名 称 代表者氏名	連絡先、電話 所 在 地	設立年月日	対象者・内容等
1	特定非営利活動法人 多摩市身体障害者福祉協会 小林 義治	電話 042-338-7009 (月・木曜 10:00~14:30)	昭和 41 年 9 月	身体障がい者 互助活動、地域福祉活動
2	多摩市手をつなぐ親の会 渡辺 敦子	電話 042-371-8809	昭和 44 年 5 月	知的障がい者 家族互助活動、地域福祉活動
3	多摩市聴覚障害者協会 並川 正	FAX 042-339-2388	昭和 55 年 3 月	聴覚障がい者 賛助会員互助活動、地域福祉活動
4	多摩市視覚障害者福祉協会 渡部 龍太	電話 042-372-8051	平成 2 年 10 月	視覚障がい者 互助活動、地域福祉活動
5	多摩市手をつなぐ育成会 南塚 佳子	電話 042-338-1919	平成 4 年 10 月	知的障がい者 家族互助活動 地域福祉活動
6	多摩市在宅障害者の保障を 考える会 藤吉 さおり	電話 042-389-6491	平成 3 年 7 月	重度脳性麻痺者、全身性障 がい者互助活動 地域福祉活動
7	サンクラブ多摩 藤岡 絹子	電話 042-356-0308 (事務所) 南野 3-15-1 総合福祉センター (障がい者団体共用室内)	平成 7 年 3 月	精神障がい者 家族互助活動 地域福祉活動
8	特定非営利活動法人 多摩草むらの会 風間 美代子	電話 042-339-8022 鶴牧 1-4-10 アネックス鶴牧 101	平成 9 年 5 月	精神障がい者 家族互助活動 地域福祉活動
9	たこの木クラブ 岩橋 誠治	電話 042-389-1378	昭和 62 年 9 月	身体障がい者 知的障がい者 生活自立支援 地域福祉活動

No.	名 称 代表者氏名	連絡先(電話) 所 在 地	設立年月日	対象者・内容等
10	自立ステーションつばさ 藤吉 さおり	電話 042-389-6491 (事務所)	平成 6 年 4 月	重度障がい者等 生活自立支援、放課後活動 地域福祉活動
11	特定非営利活動法人 ハンディキャブ ゆづり葉 山口 倫子	電話 042-389-2677 電話・FAX042-389-2718	平成 9 年 4 月	身体障がい者 知的障がい者 福祉有償運送
12	特定非営利活動法人アビリ ティクラブたすけあい 多摩た すけあいワーカーズつむぎ 倉持 和子	電話 042-376-3973 永山1-8-17 ポヌール永山202	平成 5 年 11 月	自立援助を求める方 有償家事援助 有償介護サービス等
13	特定非営利活動法人 あしたや共働企画 長尾 すみ江	電話 042-372-3690 諏訪 5-6-3-101 あしたや	平成11年 6 月	共に働く場 店舗活動等
14	特定非営利活動法人 まくら木 小椋 健太郎	電話・FAX 042-376-7789 関戸 3-17-2 アルファ 201	平成 13年9月	身体・知的・精神障がい者 支援
15	特定非営利活動法人 プレイルームゆづり葉の家 大石 雅也	電話・FAX 042-311-4322 連光寺2-31-22	平成 15年5月	身体・知的障がい者支援
16	多摩市難聴者「虹の会」 石井 美佐子	FAX 042-797-8777	平成19年4月	中途失聴者 難聴者互助活動 地域福祉活動

じどうふくしほう もと さーびすじぎょうしょ つうしょ  
**9. 児童福祉法に基づくサービス事業所(通所)**

No.	名称	連絡先(電話) 所在地	開設年月日	提供サービス	主たる 対象者
1	多摩市ひまわり教室 (社会福祉法人正夢の会 委託運営)	電話 042-374-9728 諏訪5-1(発達支援室) 諏訪複合教育施設1階	昭和49年4月 (平成25年4月 移行)	児童発達支援	心身の発達に遅 れのみられる満2 歳以上で就学前 までの児童
2	くぬぎ (特定非営利活動法人 くぬぎ運営)	電話 042-375-2583 永山3-12-1 西永山福祉施設内	平成4年4月 (平成25年4月 移行)	放課後等デイ サービス	重症心身障がい 児以外
3	島田療育センター (社会福祉法人 日本心身障害児協会運 営)	電話 042-374-2071 中沢1-31-1	平成24年4月	児童発達支 援・放課後等 デイサービス	重症心身障がい 児
4	子どもクラブ (特定非営利活動法人プレ イルームゆづり葉の家)	電話 042-400-0134 永山4-2-4-106・206	平成25年1月	放課後等デイ サービス	重症心身障がい 児以外
5	ドリームボックス諏訪 (株式会社ファミリーホーム 運営)	電話 042-316-9251 諏訪1-53-2 ハウス アメニティ1階B号室	平成24年8月	放課後等デイ サービス	重症心身障がい 児
6	ドリームボックス馬引沢 (株式会社ファミリー ホーム運営)	電話 042-400-0595 馬引沢2-3-9レジデンス 永山1階A号室	平成24年4月	放課後等デイ サービス	重症心身障がい 児以外
7	ドリームボックス鶴牧 (株式会社ファミリーホーム 運営)	電話 042-400-0496 鶴牧2-23-21 コンフォート鶴牧1階	平成25年11月	放課後等デイ サービス	重症心身障がい 児以外
8	グラシアス聖蹟桜ヶ丘駅前 教室 (株式会社福祉教育フロア 運営)	電話 042-400-1963 関戸1-12-4 糀屋ビル6階	平成26年6月	放課後等デイ サービス	重症心身障がい 児以外
9	ドリームボックス多摩センタ ー(株式会社ファミリー ホーム運営)	電話 042-400-5895 山王下1-13-12 パールプラザ103	平成26年10月	放課後等デイ サービス	重症心身障がい 児以外

No.	名 称	連絡先(電話) 所 在 地	開設年月日	提供サービス	主たる 対 象 者
10	あんふあん愛宕事業所 (株式会社 Enfant's 運 営)	電話 042-311-0828 愛宕 4-9-22 池田ビ ル 2 階 201 号	平成 26 年 10 月	放課後等デイ サービス	重症心身障がい 児以外
11	メロディ (特定非営利活動法人 ハ ーモニー)	電話 042-374-7208 聖ヶ丘 2-21-3-4	平成 27 年 9 月	放課後等デイ サービス	重症心身障がい 児以外
12	遊び・運動療育・学びの場 発達支援教室 アルファー ラ聖蹟桜ヶ丘教室(株式会 社Alpha-Laコーポレーシ ョン)	電話 042-400-1629 一ノ宮2-19-27 太喜ビル第一 1階	平成 28 年 3 月	放課後等デイ サービス	重症心身障がい 児以外
13	ジョイフル (一般社団法人Casa Feli z)	電話 042-316-9229 諏訪 2-2 ブリリア多摩 B 棟2号室	平成 28 年 5 月	放課後等デイ サービス	重症心身障がい 児以外
14	発達相談支援センター CORONOAH(特定非営 利活動法人アピュイ)	電話 042-400-0966 落合 3-17-1-105	平成 29 年 4 月	児童発達支 援・放課後等 デイサービス	重症心身障がい 児以外
15	こどもデイサービス ラフ (合同会社ライフイズ)	電話 042-400-0057 永山 2-14-6 アドラブ ール K 店舗 B	平成 29 年 4 月	児童発達支 援・放課後等 デイサービス	重症心身障がい 児
16	発達相談支援センター CORONOAH orange (特定非営利活動法人アピ ュイ)	電話 042-400-7100 鶴牧 5-1-1-102	平成 31 年 4 月	児童発達支 援・放課後等 デイサービス	重症心身障がい 児以外
17	LUX「ルークス」永山 (一般社団法人フェスティ ナレンテ)	電話 042-508-2939 諏訪5-6-3-104	令和 3 年 2 月	放課後等デイ サービス	重症心身障がい 児以外
18	+laugh (一般社団法人 Life is)	電話 042-401-9865 諏訪5多摩ニュータウン 諏訪6-3-102	令和 3 年 4 月	児童発達支 援	重症心身障がい 児

No.	名 称	連絡先(電話) 所 在 地	開設年月日	提供サービス	主たる 対 象 者
19	コペルプラス 多摩センター教室(株式会社建装)	電話 042-400-7850 山王下1-13-3 山王下壱番館1階	令和3年5月	児童発達支援	重症心身障がい児以外
20	放課後等デイサービス ウィズ・ユー多摩貝取(キミと未来合同会社)	電話 042-313-7954 貝取1-53-7 コーポ多摩センター1階	令和3年10月	放課後等デイサービス	重症心身障がい児以外
21	児童発達支援・放課後等デイサービスRaphael(株式会社グランドホールディングス)	電話 042-313-7156 落合2-38-102	令和4年4月	児童発達支援・放課後等デイサービス	重症心身障がい児以外
22	放課後等デイサービス ウィズ・ユー多摩貝取プラス(キミと未来合同会社)	電話 042-318-5411 貝取1-45 エステート貝取1階	令和4年9月	放課後等デイサービス	重症心身障がい児以外
23	ウィズ・ユー多摩愛宕公園(合同会社ミライラボ)	電話 042-404-2979 愛宕1-1-2-1階 愛宕第一	令和6年2月	放課後等デイサービス	重症心身障がい児以外
24	VERITAS ヴェリタス(一般社団法人フェスティナレンテ)	電話 042-404-2974 永山1-8-17-103	令和6年4月	放課後等デイサービス	重症心身障がい児以外
25	放課後等デイサービス あとりえこかげ(株式会社 atelier 木陰)	電話 042-313-7818 落合4-16-1-103	令和7年1月	放課後等デイサービス	重症心身障がい児以外
26	放課後等デイサービス ウィズ・ユー多摩豊ヶ丘(合同会社ミライラボ)	電話 042-866-9292 豊ヶ丘4-2-5-1階	令和7年4月	放課後等デイサービス	重症心身障がい児以外
27	Lii sports studio 多摩センター(株式会社リイ)	電話 070-9432-7322 豊ヶ丘1-60-8トウタクサン1階	令和8年2月	児童発達支援	重症心身障がい児以外
28	AFTER SCHOOL ららたまちるとれん	電話 042-401-9270 連光寺1-8-3	令和8年4月	児童発達支援・放課後等デイサービス	重症心身障がい児以外

※開設年月のカッコ内の移行年月は、心身障がい者(児)通所訓練等施設から児童福祉法に基づく施設への移行年  
 ※年度途中で事業所の新設等により内容が変更されることがあります。

詳しくは、市の障害福祉課までお問い合わせください。 電話 042-338-6847(直通) FAX042-371-1200

## 10. 障害者総合支援法に基づく日中活動系障害福祉サービス事業所

No.	名称	連絡先(電話) 所在地	提供サービス	開設年月日	主たる 対象者
1	島田療育センター (社会福祉法人日本心身障害児協会運営)	電話 042-374-2071 中沢1-31-1	生活介護 (短期入所)	平成24年4月	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者
2	啓光えがお (社会福祉法人啓光福祉会運営)	電話 042-376-5044 南野3-15-1 総合福祉センター1階	生活介護	平成22年4月	知的障がい者
3	啓光学園 (社会福祉法人啓光福祉会運営)	電話 042-375-7303 和田1717	生活介護	平成22年4月	知的障がい者
4	なかまの樹 (社会福祉法人啓光福祉会運営)	電話 042-356-4006 和田1730	生活介護 (都重心通所事業所)	平成20年7月 (平成24年4月移行)	重症心身障がい者
5	コラボたま ワークセンター つくし (社会福祉法人正夢の会運営)	電話 042-375-3233 永山6-13-1	生活介護 就労継続支援B型 (短期入所)	平成21年4月	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者
6	デイサービス聖ヶ丘 (一般社団法人祥鶴運営)	電話 042-356-1755 聖ヶ丘2-22-3-1	生活介護	平成30年1月	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 難病等対象者
7	ぐりーんぴーす工房 (社会福祉法人時の会運営)	電話 042-389-6339 落合3-17-1-101	生活介護 就労継続支援B型	平成4年7月 (平成22年4月移行)	身体障がい者 知的障がい者
8	ぐりーんぴーす工房 (第2工房) (社会福祉法人時の会運営)	電話 042-316-9702 落合4-5-4-101	生活介護	平成22年4月	身体障がい者 知的障がい者
9	どんぐりパン (特定非営利活動法人 どんぐりパン運営)	電話 042-371-9236 永山6-21-3	生活介護 就労継続支援B型	平成8年4月 (平成21年4月移行)	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者
10	空 (特定非営利活動法人 どんぐりパン運営)	電話 042-371-9236 貝取1-47-8・9	生活介護 就労継続支援B型	平成21年4月	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 難病等対象者
11	アートひまわり (特定非営利活動法人 多摩市身体障害者 福祉協会運営)	電話 042-373-8455 南野3-15-1 総合福祉センター5階	就労継続支援B型	昭和61年9月 (平成24年3月移行)	身体障がい者
12	ワークセンター れすと (特定非営利活動法人障害自立支援センター多摩運営)	電話 042-373-8925 和田1870-2	就労継続支援B型	平成元年3月 (平成24年4月移行)	精神障がい者 知的障がい者

No.	名称	連絡先(電話) 所在地	提供サービス	開設年月日	主たる 対象者
13	しごとば&のんびり カフェ 風の家 (特定非営利活動法人プレイル ームゆづり葉の家運営)	電話 042-313-7760 愛宕1-1-1-101・103	就労継続支援B型	平成28年4月	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 難病等対象者
14	ちいろばの家 (特定非営利活動法人 ちいろば運営)	電話 042-372-3015 東寺方1-16-3	就労継続支援B型	平成7年4月 (平成23年4 月移行)	知的障がい者
15	ワークス多摩(喫茶レスト) (特定非営利活動法人 障害者自立支援センター多 摩運営)	電話 042-337-6676 永山1-5 ベルブ永山3階	就労継続支援B型	平成9年4月 (平成24年 4月移行)	精神障がい者
16	若人塾 (特定非営利活動法人 わこうど運営)	電話 042-376-8431 永山3-12-1 西永山複合施設	就労継続支援B型	平成5年4月 (平成23年 10月移行)	精神障がい者
17	暉望(色えんぴつの家) (特定非営利活動法人 暉望運営)	電話 042-372-3382 永山3-12-1 西永山複合施設	就労継続支援B型	昭和63年3月 (平成24年 4月移行)	身体障がい者 知的障がい者
18	工房マテリアル (特定非営利活動法人 工房マテリアル運営)	電話 042-374-6220 永山3-12-1 西永山複合施設	就労継続支援B型	平成4年5月 (平成24年 3月移行)	知的障がい者
19	ワークス多摩(工房レスト) (特定非営利活動法人 障害者自立支援センター 多摩運営)	電話 042-356-3601 永山4-2-3-103	就労継続支援B型	平成18年10月 (平成24年4 月移行)	精神障がい者
20	暉望(グループ TOMO) (特定非営利活動法人 暉望運営)	電話 042-389-1234 永山4-2-4-103	就労継続支援B型	平成6年10月 (平成24年 4月移行)	身体障がい者 知的障がい者
21	ぐりーんぴーす工房 (多摩うどんぼんぼこ) (社会福祉法人時の会運営)	電話 042-319-6441 聖ヶ丘2-21-3-7	就労継続支援B型	平成22年4月	知的障がい者
22	Ble Arte(プレアルテ) (特定非営利活動法人 Filo 運営)	電話 042-339-0009 落合1-17-10 ヴェルドーレ1階	就労継続支援B型	平成17年4月 (平成24年 4月移行)	知的障がい者
23	AROMA(アロマ) (特定非営利活動法人 Filo 運営)	電話 042-338-1919 落合1-1-25	就労継続支援B型	平成5年7月 (平成24年 4月移行)	知的障がい者
24	草むら de 夢 (特定非営利活動法人 多摩草むらの会運営)	電話 042-400-0915 落合1-46-1 ココリア 多摩センター5階5056 階604号室、B1階021 号室	就労継続支援B型	平成22年2月 (平成24年 11月移行)	精神障がい者

No.	名 称	連絡先(電話) 所 在 地	提供サービス	開設年月日	主たる 対象者
25	未来樹 (特定非営利活動法人 わこうど運営)	電話 042-376-6341 落合2-21-1	就労継続支援B型	平成18年10月 (平成23年 10月移行)	精神障がい者
26	工房マテリアル(メルクのパ ン) (特定非営利活動法人工房 マテリアル運営)	電話 042-374-6220 諏訪1-48-16 シェーブスワ101A	就労継続支援B型	平成20年6月 (平成24年 3月移行)	知的障がい者
27	あしたや (特定非営利活動法人 あしたや共働企画運営)	電話 042-372-3690 諏訪5-6-3-101	就労継続支援B型	平成12年4月 (平成24年 2月移行)	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者
28	遊夢 (特定非営利活動法人 多摩草むらの会運営)	電話 042-338-4611 貝取4-3-1-107、109	就労継続支援B型	平成19年4月	精神障がい者
29	roots (株式会社障害社運営)	電話 042-400-6190 鶴牧1-12-9プリムロー ズ1階、201号室	就労継続支援B型	令和3年2月	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 難病等対象者
30	+laugh (一般社団法人 Life is 運 営)	電話 042-401-9865 諏訪5 多摩ニュータウ ン諏訪6-3-102	生活介護	令和3年4月	身体障がい者
31	roots2 (株式会社障害者運営)	電話 042-401-8782 鶴牧1-2-1 サンシエールビル5階	就労継続支援B型	令和5年9月	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 難病等対象者
32	ディーキャリアワーク 多摩センターオフィス (株式会社 SANN)	電話 042-400-1356 落合1-39-1 マグレブ EAST9階	就労移行支援 就労継続支援B型	令和7年10 月	精神障がい者
33	いこいワーク多摩 (一般社団法人いこいワーク ク)	電話090-2760-1454 豊ヶ丘 2-33-6 P ハイ ツ2	就労継続支援B型	令和8年3月	知的障がい者 精神障がい者

※年度途中に事業所の新設等により内容が変更されることがあります。

詳しくは、市の障害福祉課までお問い合わせください。

電話 042-338-6847(直通) FAX042-371-1200

## 11. 障害者総合支援法に基づく・訪問系障害福祉サービス事業所

No.	名称	連絡先(電話) 所在地	提供サービス				指定年月日
			居宅 介護	重度訪 問介護	同行 援護	行動 援護	
1	一般社団法人ぱうず	電話 042-357-0773 馬引沢 1-16-11 増田ビル 102	○	○	—	○	平成18年9月
2	特定非営利活動法人ハン ディキャブゆづり葉	電話 042-389-2718 愛宕 4-7-12 シャングリラ 21-101	○	○	○	—	平成18年10月
3	おもと介護多摩事業所	電話 042-355-8805 落合 3-11-2	○	○	—	—	平成18年10月
4	プレイルームゆづり葉の家	電話 042-311-4322 連光寺 2-31-23	○	○	—	○	平成18年10月
5	アイム在宅ケアセンター多 摩	電話 042-311-2175 豊ヶ丘 1-60-8	○	○	—	—	平成18年10月
6	なごみ在宅介護サービス 多摩	電話 042-313-7360 豊ヶ丘 1-35-3 ケーズコート 102 号室	○	○	—	—	平成31年4月
7	株式会社ライフケアサービ ス	電話 042-339-7777 諏訪 1-9-1	○	○	—	—	平成18年10月
8	ケアサービスやまびこ多摩 事業所	電話 042-338-6123 永山 1-8-17 ボヌール永山 108	○	—	—	—	平成18年10月
9	NPO法人たすけあいの会 ぱればれ	電話 042-373-0013 豊ヶ丘 1-59-8 ティビル 203	○	—	○	—	平成18年10月
10	特定非営利活動法人 まくら木	電話 042-376-7789 関戸 3-17-2 アルファ 201	○	○	—	—	平成18年10月
11	ふれあい多摩ヘルパステ ーション	電話 042-371-4746 落合 3-9-1 小山ハイツ 1 階	○	○	—	—	平成18年10月
12	特定非営利活動法人 コミュニティーネットワーク	電話 042-389-5321 鶴牧 1-4-10 アネックス鶴牧 103	○	○	—	—	平成24年9月

No.	名 称	連絡先(電話) 所 在 地	提供サービス				指 定 年 月 日
			居宅 介護	重度訪 問介護	同行 援護	行動 援護	
13	社会福祉法人多摩市社会 福祉協議会	電話 042-373-5791 南野 3-15-1	—	—	○	—	平成23年10月
14	ぴーすふる	電話 042-400-5706 乞田 1328 ウイング永山 301	○	○	○	○	平成24年11月
15	株式会社サポートチーム・ むく	電話 042-407-4320 中沢 2-24-10 アステールⅡ-1H	○	○	—	—	平成25年7月
16	ベック多摩	電話 042-311-0575 諏訪 1-53-2 ハウスアメニティ 203	○	○	—	—	平成25年9月
17	ケアステーションひなた	電話 042-310-0612 鶴牧 6-6-1 イミグランド I 203	○	○	—	—	平成27年2月
18	LIFE PROJECT	電話 042-319-3915 愛宕4-9-7 ハロッズプラザ106	○	○	—	—	平成28年9月
19	訪問介護事業所 Marie*	電話080-4904-0330 鶴牧 2-21-5 スプリング・ド・エル 202	○	○	—	—	平成29年4月
20	ケアサービスさくら	電話 042-401-8220 関戸 3-11-15 アーバ ンヒルズ聖蹟桜ヶ丘 102	○	○	—	—	平成31年4月
21	はてなのたね	電話 042-389-1378 永山 1-1-4 ルミエール 103	○	○	—	—	平成24年9月
22	株式会社オズケアワークス	電話 042-316-9016 落合 1-2-40 ベルファーム 105	○	○	—	—	平成30年1月
23	訪問介護本舗うさ吉	電話 042-403-7929 落合 1-5-1 グリムコートビル 502	○	○	○	—	平成30年12月
24	Care service O-live	電話 042-407-6396 永山 2-27-13 REN 永山109	○	○	—	—	令和2年3月
25	ニチイケアセンター聖蹟桜 ヶ丘	電話 042-311-7111 関戸 5-12-2 シャングリラ 205	○	○	—	—	令和元年11月

No.	名 称	連絡先(電話) 所 在 地	提供サービス				指 定 年 月 日
			居宅 介護	重度訪 問介護	同行 援護	行動 援護	
26	いそどりステーション	電話 042-357-0950 和田 356-2 ヴィラソレイユ B102	○	○	—	—	令和2年5月
27	ケア21多摩永山	電話 042-311-2421 馬引沢 1-18-11 マンション花みずきA1 階	○	○	○	—	令和2年9月
28	かたくり永山	電話 042-357-1651 貝取 1-57-1	○	○	—	—	令和3年3月
29	ケアリッツ多摩センター	電話 042-400-6217 鶴牧 1-4-17 いずみビル2C	○	—	—	—	令和3年11月
30	ヘルパーステーション にじ	電話 042-401-9434 愛宕 4-9-23 クリオハイム 103	○	○	—	—	令和4年2月
31	エンジョイケア	電話 042-319-3283 鶴牧 2-2-1 フォンテーヌ多摩 302	○	○	—	—	令和4年6月
32	きっくヘルパーステーショ ン	電話 042-400-1196 和田 1168 中和田コーポ 101	○	○	○	—	令和5年5月
33	ホームケア土屋 多摩	電話 042-357-4360 落合 4-16-1	○	○	—	—	令和5年7月
34	ケアリッツ聖蹟桜ヶ丘	電話 042-319-6682 関戸 4-27-13 持田コーポ 1階	○	—	—	—	令和5年6月
35	宇宙船	電話 090-6470-4905 連光寺 3-32-1 コートグ レイスエクセレント 206	○	○	—	—	令和6年1月
36	コフレケアセンター	電話 042-334-3676 関戸 3-14-34 グランコ ート関戸 301号室	○	○	—	—	平成27年5月
37	訪問介護ステーションラ フ	電話 042-400-6182 永山 2-14-6 アドラブル K202	○	○	—	—	令和7年4月

※年度途中に事業所の新設等により内容が変更されることがあります。詳しくは、市の障害福祉課までお問い合わせください。 電話 042-338-6847(直通) FAX042-371-1200

## 12. 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく相談支援事業者

No.	名称	連絡先(電話) 所在地	開設 年月日	計画相談支援					児童 指定	地域 移行	地域 定着
				主たる対象障 害							
				身 体	知 的	精 神	難 病	児 童			
1	社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会 桜ヶ丘記念病院	電話 042-375-6311 連光寺1-1-1	平成25年4月	—	—	○	—	—	—	○	○
2	社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会	電話 042-356-0307 南野3-15-1 多摩市総合福祉センター3階(あんど)	平成25年4月	○	○	○	○	—	—	—	—
3	啓光相談支援センター	電話 042-376-5044 南野3-15-1 多摩市総合福祉センター1階	平成26年4月	○	○	○	○	○	—	—	—
4	相談支援センター しまだ	電話 042-374-2101 中沢1-31-1 島田療育センター内	平成26年8月	○	○	—	—	○	○	—	—
5	おもと介護多摩事業所	電話 042-355-8805 落合1-1-30	平成28年1月	○	○	○	○	○	○	—	—
6	相談支援センター あゆーと	電話 042-316-9200 落合6-14-10	平成27年4月	—	○	—	—	○	○	—	—
7	れすと相談支援センター	電話 042-373-8925 和田1870-2	平成28年6月	○	○	○	○	○	○	—	—
8	相談支援センター くぬぎ	電話 042-375-2583 永山3-12-1 西永山福祉施設内	平成29年7月	○	○	○	○	○	○	—	—
9	マルシェたま障害者 相談支援事業所	電話 042-311-2300 関戸4-19-5 市立健康センター4階	平成29年10月	○	○	○	○	○	○	—	—
10	相談支援センター カラフル	電話 042-401-9236 永山6-21-3	令和2年4月	○	○	○	—	○	○	—	—
11	チアフル相談支援事業所	電話 042-316-9229 諏訪 2-2 ブリアリア多摩ニュータウ ンB棟2号室	令和4年5月	—	○	—	—	○	○	—	—
12	+laugh コミュニティ室	電話 042-401-9865 諏訪 5-6-3 多摩ニュータウン諏訪 102	令和4年9月	○	—	—	—	○	○	—	—
13	オズケア相談支援	電話 042-316-9955 落合 1-2-40 ベルファーム 105	令和6年6月	○	—	—	—	—	—	—	—
14	相談支援バンデ	電話 080-3003-2587 和田 433-1 ドミールサイトウ 202	令和8年3月	○	○	○	○	○	○	—	—

※年度途中で事業所の新設等により内容が変更されることがあります。詳しくは、市の障害福祉課までお問い合わせください。 電話 042-338-6847(直通) FAX042-371-1200

# そうごうおんぶずまんせいど 《19 総合オンブズマン制度》

## 総合オンブズマン制度とは

行政や法律の専門知識を有する民間の有識者を市長が選任し、議会で承認されたオンブズマン(2名)が、市の業務や協定を締結している民間福祉事業者のサービスに関する苦情を、公正かつ中立な立場で調査し、その結果を出す制度です。

## 苦情の対象となるもの

- ・申し立て内容と利害関係があること
- ・事実があった日から1年以内であること
- ・多摩市の業務や調査協力の協定締結をしている民間福祉事業者のサービスに係わる行為や対応

## 苦情申し立てができる方

多摩市民のほか、多摩市以外の居住者、外国人、法人その他の団体を問わず、未成年者でも苦情申し立てができます。

## 苦情申し立ての事例

例1:窓口で対応した職員の誤った説明や説明不足のために、本来受けることができるサービスを受けられなかった。

例2:協定を締結している民間福祉サービス事業所の対応に不満があるとき(対象とならない事業所もあり)

## ※苦情の対象とならないもの

- ①裁判等で確定した権利関係に関する事項や、裁判等で係争中の事項
- ②法律等により設置された、不服申し立て機関が扱うこととされている事項
- ③オンブズマンへの申し立てにより、既に処理が終了している事項
- ④「税金の無駄使い」、「施設を建設してほしい」等の苦情や要望
- ⑤職員の勤務条件や処遇に関する事項

## 苦情の申し立て方法

窓口・電話・メール・ファクシミリで受け付けています。

事務局で苦情の概要を伺いオンブズマンとの面談予約を受け付けます。面談ではオンブズマンが苦情について詳しくお伺いし、申し立ての可否を決めます。

次の事項を、簡潔にまとめてお知らせください。

- ① 苦情の具体的内容(いつ、どこの部署・事業者から、どんなことをされたのか)
- ② 調査してもらいたいこと(なにを、どのように調査してもらいたいのか)

## 問合せ

オンブズマン事務局 〒206-8666 多摩市関戸六丁目12番地1

電話 042-338-6809(直通) 月曜日～金曜日(除:土・日・祝)

午前8時30分～午後5時(除:正午～午後1時) FAX 042-338-6805

多摩市ホームページ <https://www.city.tama.lg.jp>



多摩市 HP  
(総合オンブズマン制度の概要)